

第六十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十二号

昭和四十四年三月二十五日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 宇野 宗佑君

理事 小宮山重四郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

小笠 公昭君

大橋 武夫君

鴨田 宗一君

小峯 柳多君

島村 一郎君

増岡 博之君

加藤 清二君

田原 春次君

中谷 鉄也君

武藤 山治君

近江已記夫君

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業省組織

通商産業省公益

事業局長

委員外の出席者

参 考 人

(日本メリヤス

工業組合連合会

理事長)

参 考 人

(日本靴下工業

組合連合会理事

長)

参 考 人

(日本製鋼メリ

ヤス工業組合連

合会会長)

浦野 幸男君

藤井 勝志君

中村 重光君

玉置 一徳君

内田 常雄君

小川 平二君

神田 博君

黒金 泰美君

坂本三十次君

橋口 隆君

石川 次夫君

佐野 進君

千葉 佳男君

古川 喜一君

塚本 三郎君

岡本 富夫君

藤尾 正行君

高橋 淑郎君

本田 早苗君

戸谷 舍人君

西村信次郎君

堀田 捨吉君

参 考 人

(日本製鋼メリ

ヤス工業組合連

合会理事長)

参 考 人

(日本染色協会

会長)

参 考 人

(日本染色協会

専務理事)

参 考 人

及川 逸平君

専 門 員

椎野 幸雄君

山田皐治郎君

濱野 茂君

三月二十五日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として横

山利秋君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員横山利秋君辞任につき、その補欠として中

谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

三月十九日

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

七四号)

同月二十日

昭和四十四年度韓国ノリ輸入に関する請願(中

垣國男君紹介(第三三五号)

電気工業業法制定に関する請願(中垣國男君紹

介(第三三六号)

外国産大豆の輸入外貨割当に関する請願(伊賀

定盛君紹介(第二四五〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

○大久保委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお

はかりをいたします。

すなわち、先ほどの理事会で協議いたしました

とおり、通商に関する件、特に繊維製品の輸出振

興問題について参考人から意見を求めることと

し、参考人の人選、日時等につきましては、委員

長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よっ

て、さよう決しました。

○大久保委員長 公益事業に関する件について調

査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。中村重光君。

○中村(重)委員 二十日未明に起こった板橋のガ

ス爆発事件についてお尋ねをいたします。詳細は

適当な機会に東京瓦斯の責任者を本委員会に出

てもらって質問をいたしたいと思いますが、新聞で

報道されておるとおりに、まことに悲惨な惨事が

引き起こされた、一家五人焼死なんという、たい

へんな事故であります。いつごろこの原因が明ら

かになるのか、またどうしてこうした事故が起

こつてきたのか、その点について御説明を願いた

いと存じます。

○藤尾政府委員 お答えをいたします。

昨日、東京瓦斯の社長をはじめ技術担当重役そ

の他を呼びまして、原因の究明をいたしました。

なお、その際の東京瓦斯責任者におかれましては御

返答で十二分の理解ができませんので、大臣の御

命令によりまして、昨日から急遽ガス管の爆発を

いたしました周辺百二十メートルを掘らせまし

て、その原因を究明をいたさせましたところが、

大体その原因であると思われるところ、推測ので

きるものがわかってまいりました。なお、本日さ

らにこれを続けさせて、そのガス爆発事故地

区の工事者の担当いたしました工事地域一千メー

トル全部を掘らせて、そしてこの問題に對し

ます原因を徹底的に究明をいたさせることにい

たしております。おそろく明日までにはしっかり

した原因が出てくるのではないかと、かように考

えております。

○中村(重)委員 新聞の報道するところによりま

すと、東京瓦斯は、これまでたびたび起こった

いわゆるガス漏れとは違ふのだ、この通報のあった

直前に中圧管が折れたので、何カ月もかかって割

れたものではない、こういうふうに語っておる。

このことは、東京瓦斯としては、その原因とい

うものはわかってゐるのだということをここで語

っておる、こう思われる。これは事実と相違いた

しますか。

○藤尾政府委員 東京瓦斯があらかじめその原因

がわかっておつたのだという新聞報道は、新聞報

道自体にも多少の聞き違いがあると思ひます。し

かしながら、いままでのガス漏れといひますもの

のは、その前に約四カ所その周辺であつたわけ

でございますけれども、これはいづれもその継ぎ

目に起こりましたもの、あるいはバルブの取りつけ

口のゆるみしましたもの、そういうものに原因を

いたしておりますが、今回の場合には、その現場

だけをその当日試験をいたしましたときには、も

うすでに坑木が折れ、いままでのガス漏れ事故と

全く違つた様相を呈しておつたということがはつ

きりと判明をいたしておりますので、そのこと

だけをもち、従前のガス漏れ事故とは違ふので

あるということを、当面をいたしました出頭責任

者がさう意見を申したのである、かように思ひ

ます。しかしながら、そういう簡単なものでは

ございまして、現在なお慎重に調査をいたさせておるわけでございまして。

○中村(重)委員 私は、この問題は、この惨事を引き起こした東京瓦斯としては、きわめて無責任な談話だと思つてゐる。しかし、いずれ東京瓦斯に来てもらつて追及してまいりたいと思つておられます。

私がここで非常に関心というのか問題点として考えますのは、どうして一家五人焼死するという悲惨な事故にまで発展をしたのかということ。板橋署は、われわれに連絡があれば、住民を避難させて、人命だけでも救うことができたろう、こう語つてゐる。この事実です。通産省が特に関心を持たなければならぬ点はこの点だと思つてゐる。しかも、ガス漏れがあるのだということを数回にわたつて住民は東京瓦斯に、東京瓦斯にも連絡をした。東京瓦斯はどこの連絡をしたのか、結果がどうなつたかということを承知してない。私は、この点にかんがみて、どうも行政上、保安上の手落ちというものがあったのだ、こう思う。この点を、公益事業局としても、重大な問題としてこの後の対策も立てなければならぬのではないかと思つてゐます。局長、ひとつ責任あるお答えを願ひたい。

○本田政府委員 導管の維持管理につきましては、工事の方法、導管の工事の実施につきまして、ガス会社の直接の場合の規定がございまして、今回のごとく、地下鉄の工事を行ない、その埋め戻しを地下鉄工事者の責任においてやるという際の管理の方法につきましては、御指摘のようには必ずしも適切な規定がない。規定はそれぞれございまして、かなり抽象的な規定になつておりました。膨張を完全に人念につき固めなければならぬといふことで、現実にも東京都の交通局との間に協議書をつくつておられますが、その協議書におきまして、必ずしも十分な方法が示されていないという点につきまして、われわれもいたしまして、今後の、これを称して他の人のやる工事で他工事と称しておりますが、他工事による導管の埋設工事につきましては、両

者で適切な保安の体制を整備する必要がある、こ

ういふふうに考へておる次第であります。

○中村(重)委員 いまお答えになつた導管の埋設工事ですね。これはガス事業法の中にも、省令によつて具体的にこれをきめるということになつてゐる。省令がどういふことになつてゐるのか。

省令から見ると、この埋設工事に、また指導監督の面において手落ちがなかつたのかどうかという点が問題点であると思つてゐる。この導管の工事の際、請負にまかせた、監督一人つていないということが報道されておるという事実です。

それから、時間の関係がございましてから続いて申し上げますが、共同溝というものが、いまこの現場の近くに完成しておる。この共同溝に東京瓦斯もひとつ参加してもらいたいといふことを要請をしてゐるのです。ところが、東京瓦斯は計画がないといふので、これを拒否してゐるのです。共同溝に参加しておつたならば、いわゆる導管の亀裂なんというところも起つてこない。ガス漏れがございまして、これを事前に探知するような機能を果たすわけでありますから、今回のような事故は起こらなかつた。通産省は、こうした保安面から、完全に近いかどうかは、そこまで言えるのかどうかかわかりませんが、少なくとも現段階においては、事故を防止するといふ最善の措置でありますところのこの共同溝、これに最後先に入つてこなければならぬのはこうしたガス管であらうと思つてゐる。せつかくせういふものができた。そして参加をしろといふのに、計画がないのだといふので東京瓦斯がこれを拒否する。通産省としては、こつた共同溝に参加させるという点については、積極的にこれを指導していくということでは、積極的にこれに指導していくという点でなければならぬのではないか。この点は、どのようにあなたはお考へになりますか。

○本田政府委員 最初の御指摘の導管工事については、監督がいなかつたではないかという点につきましては、先ほど申し上げましたように、地下鉄工

事に関連する監督権は東京都の交通局にございまして、東京都の交通局との間の協議書によりまして、今後この工事の完全を期することについてさらに検討を要する、こつた事情になつております。

それから共同溝につきましては、ガス導管の維持管理も容易になりますし、この種の事故発生を防止し得る点で効果があるといふ点については、御指摘のとおりで、われわれもさう考へてゐます。ただ、共同溝内で震動等によつてガス漏れがした際に発火するといふ点からいいますと、災害が大きくなるという点からいいますと、災害で、この点についての技術的な解決が必要であるといふ点がございまして、今回の点は、実はあの導管についてはさらに太い導管の埋設が必要だといふような事情、それから、地上から四メートルも下で、かなりあの辺には地域開発の事情がございまして、校管を取り出す必要がある、校管を取り出すための方法等についてなお問題が残つておつたといふような事情とからんで、あの地区の共同溝には参加してゐなかつたといふ事情でございまして。

ただ、御指摘のように、通産省として、今後こ

ういふ過密都市におけるガス管の災害防止の点からいいますと、共同溝への参加につきましては、各種の事情を調査し、技術的な問題の解決をはかつて、できるだけこれを促進してまいりたいといふことにいたしたいといふふうに考へる次第であります。

○中村(重)委員 局長の答弁、まことに私は不満です。むしろ、今度東京瓦斯がこれに参加しなかつたといふことについては批判的な立場に立たなければならぬ。これを弁解するといふようなことは、私はどうかと思つてゐる。そつたことでは、東京都民だつて非常に憤りを感ずるのではないか。東京瓦斯はそつたことを言つてないのです。計画がないから参加しなかつた、こつた言つてゐるのです。あなたは、むしろ参加しなかつたことが当然であるかのようなことを言つてゐると

いうことは、私は問題だと思つてゐる。しかし、きょうは時間の関係があるから議論いたしましてせん。あらためて、あなたのさういふような態度に對してはお尋ねをしてまいりたい、こつた思ひます。

四十二年に、御承知のとおり、東京瓦斯は大惨事を引き起こしてゐる。その際に、東京瓦斯の社長にこつて来ていただきまして、私どもは老朽管の取りかえの問題等々について質疑を続けてまいりました。ところが、このガスの導管事故といふのが最近非常にふえてきてゐる。三十九年から四十二年までに年間四十件程度、ところが四十三年は五十件前後に達してゐるというので、だから、これはどういふところにさういふ原因があるのか、この点をお尋ねしなければならぬと思つてゐますが、あらためてお答えを願ひたいと思つてゐます。ひとつ資料として、東京瓦斯の老朽管の取りかえがどの程度進んでおるか、それから四十二年の大惨事を引き起こした事故以来どのような改善措置を講じたのか、これは簡単に答えがでさういふから、ひとつお答えを願ひたいと思つてゐます。詳細にわたつては、資料として御提出を願ひたいと思つてゐます。

それから、被害者対策はどうしてゐるのか、今後の事故防止対策をどうしようとお考へになつておられるのか、それぞれお答えを願ひたいと思つてゐます。

○本田政府委員 老朽管の取りかえにつきましては、四十二年度に六十五キロメートル、四十三年度には八十五キロメートル、今後さらに百十、百三十七、百六十六といふことで、四十六年度までに全管を取りかえるといふことになつておりますが、かような事情を考へますと、これがさらに促進を必要とするといふふうに考へるわけでございまして、それから被害者に対する救済措置でございまして、これは現在、東京瓦斯におきまして幹部が積極的に話し合ひをいたしまして、御満足いただくような措置をとりますといふことで、御葬儀のほうは先般お済ましをしたといふ事情になつておりますが、なくなつた方が一家なくなつた

二

しておりますので、御親戚の方々と話し合いをいたしておる現状でございます。

○中村(重)委員 今後の事故防止対策は。

○本田政府委員 今後の事故防止につきましては、御指摘のように、最近のガス管の事故が、自分でやる工事よりは他の人の工事との関連において起こるというケースが多々ございますので、他工事との関係での事故の発生を防止するための措置を従来かなり抽象的なやり方でやっておりますけれども、かようなことでは不備でございますので、この点についての具体的な方法を、それぞれのケースを検討しながら整理いたしまして、相互の連携によって事故の事前防止を確保してまいりたい、こういうふうに考えております。

○藤尾政府委員 ただいま局長がお答えを申し上げましたが、なお私が不備と思われまます点について補足をしてお答えを申し上げます。

東京瓦斯の共同溝利用につきましては、すでに東京都の中核におきましてはその導管は全部共同溝に入れておるわけでありまして、ところが新しく伸びておるような地域、これにつきましては、なおその導管が過去において非常に細かった、あるいはそれから枝管を引っぱってまいたなればならぬというような事情がございまして、新しく発展をいたしまする地域についての共同溝導入というものを、まだ、共同溝からどうして枝管を引っぱるかというような技術的な問題もございまして、この場合共同溝埋設に参加をいたしておらなかったという実情でございます。そこで、私も、こういった惨事を再び繰り返されたのでは、これは監督官庁といたしまして国民の皆さまにまことに申しわけがない。そこで、昨日も社長以下みんな呼びまして、共同溝に早急に入れることを考えろ、もし共同溝がだめな場合には、別に支出をして、特別の防護壁をつくるというような措置をしてでもいいではないかというのを厳重に申し入れてございます。もちろん東京瓦斯といたしましては、私どものこういって申し出に對しましては、全部が全部隔壁をつくるというわけにも

なかなかいかぬと思っておりますけれども、趣旨は十二分に体して前向きにやっていきなさいということをはっきり申し上げておりますから、おそらく今後はこういうことのないような措置ができると思っております。

なお、ただいま局長が申し上げましたように、導管の取りかえの計画は、四十二年の事故以来、もうすでに計画を立てておるわけでありまして、けれども、そのような計画ではなおわれわれは満足ができません、かようなことで、これをもう一つ促進をし、もつと保安を第一にやってもならぬわけばいかぬというところをきょうもきびしく大臣からの命令で申し渡してございます。したがって、この導管の埋設計画も、私もといたしましては、計画よりも早く進めようとは思っておりまして、計画よりも早く進めようとは思っておりまして、またさように期待をいたしておりますし、またさように期待をいたしております。どうかさようなことで御了承願いたいと思っております。

○中村(重)委員 これで終わりますけれども、ただいま政務次官が声を大にしてお答えになったのですが、その声を大にしたのは大にしたいだけではなくして、責任ある対策を講じてもらいたい。再びこのような事故が起こらないことを誓ってもらわなければならぬと思うのです。私は、公益事業局長の答弁に對しまして、非常に無責任というか不満に思ふ点が多々あります。この導管の埋設工事にいたしまして、一・五メートルの下にやぐらを組んでおった。しかもその支柱はこれは鉄ではなくして丸太だったのです。そしてその丸太が折れて導管が亀裂を生ずる。それは上の外圧によってそうなったのか、あるいは埋戻し工事に手落ちがあったのか、それらの点についても、これはあなたのほうでは重大な関心を持って対処しなければならぬが、地下鉄の工事に基因するということになってまいりますと、東京都内は地下鉄工事のために掘り返しているでしよう。い

が、当面きょうでも起こるかもしれないこの事故防止のためにどうするかということ。さらにまた、ガス漏れがあった、住民はさうこれを連絡をした。何回やっても来ない。四、五回連絡してようやく来た。検査をした。しかしその検査は、修理という形をとったが、それは点検程度にすぎなかった。さらに私が先ほど指摘いたしましたように、東京都はそういうことを聞いたが、そのことが結果としてどういうふうに措置されたか知らないと言ふ。非常に問題であると思ふのであります。

それから、被害者の対策にいたしまして、もちろん焼死されたその被害者に対しては丁重な対策を講じていかなければなりません。だがしかし、それだけでは、私は、被害者対策として万全を尽くしたということにならないと思ふ。多くの人家が、しかもその周辺の人たちは大きなショックを受けている。大なり小なりの被害というものを受けておると私は思ふから、広い範囲にわたって被害者対策として措置をしていくようにしなければならぬと思ふ。

まだいろいろ申し上げたいことがありますが、以上の点についてひとつ責任あるお答えを願いたいと思ふ。

○藤尾政府委員 まことに御指摘のとおりでございます。私は、今回の問題につきまして、全責任は、もちろん工事の担当者であります工事担当者、鹿島建設あるいはその下請、あるいはこれと関連をいたします東京瓦斯、あるいは地下鉄工事の当事者である東京都交通局、これを監督の責任にある通産省並びに政府、全体が責任を負わなければならぬ重大な事故である、かように私は考えております。

それから、いままでの御指摘のとおり、このパイプをささえておられますやぐらは、これは全部松丸太で組んでおるわけでございます。大体六メートルの松丸太を地下鉄の工事の天井からやぐらを組みまして、それを一メートル二十の間隔ごとに立てておる。そうしてその上へ導管を通してお

る。その間に良質の砂をかたく埋める、こういう規則になっておるわけでありまして。ところが、今回の場合には、調べてみますと、試験の結果では、松の六尺の丸太を使わなければならぬところが四尺で切れておたり、あるいはその折れておるところを添え木で補完しておたり、あるいは松の角材を使うべきところを杉の板で代替しておたり、あるいは砂を十二分に埋めなければならぬところをいろいろな角材やその他の石を雑然とほり込んでおたりというやうなことで、まことに、保安的に見まして、こんなことではほんとうに何が起るかかわからぬというやうな、りつ然とするやうなおそれるべき実情でございます。したがって、ただいま掘らしておりました、とりあえず百二十メートル、この現場から掘りだした写真その他の資料を持ってきておられますから、どうぞひとつこれをごらんをいただきまして、そうして委員の皆さま方におかれまして、嚴重に、こういってこの再び起こらないやうに私どもも一生懸命やります、また諸先生方におかれまして、こういって実態が那邊にあったか、また、これに對処するためにどのように措置すべきかというやうな点について、嚴重な御監督と御叱正をちょうだいいたしたい、かように考えておるわけでありまして。

なお、御指摘の甲斐につきまして、ただ単に傷つかれた方々に對しまして、それぞれの担当会社あるいは団体が甲斐をするというやうなことでは済むやうな問題ではない、かように考えますので、先生御指摘のとおり、広範な十二分の甲意があらわせますやうに私どもも監督をし指導をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 私は委員長に、後刻理事会を開いてこの後の扱いについてひとつ御協議をお願いしたいというのを提案をいたしておきたいと思ふ。現場の調査をやる、あるいは関係者を当委員会に参考人として出席を求め、再びこのやうな事故が起こらないやうに通産省その他に對しても

重に注意を喚起していかねばならぬと思ひますので、そうしただけ取り計らいをお願いしたいと思います。

○大久保委員長 本件は、あらためて理事会を開いて十分協議いたします。

○堀委員 ちよつと関連して、いまの答弁ずつと聞いておきますと、直接の監督の責任というのは事務当局にあるんだらうと思う。事務当局はまことに無責任な答弁をしてる。そうしてかわつて政務次官が、本来事務当局が行なわなければならぬような答弁を一生懸命やっているというふうなことは、一体通産省事務当局というのを何をしてるのですか。私はきょうの答弁は全く納得できない。最近の一連の状態を見ると、通産省という役所は全然たががゆるんでる。あなた方は一体だれのための省なんですか。国民は一般にいま何と言っているかといへば、企業のためにある通産省だと言っている。私は当委員会に来てから、企業のためにある通産省であつてはならぬと思うから、一生懸命とかいろいろの配慮をしながらやってきておられるけれども、こういうときにおけるあなた方の答弁は、全然きょうは私は納得できない。姿勢を改めてやるか、それではなければ、局長、あなた責任とれない。終わり。

○本田政府委員 御叱正まことに承知いたしますが、御指摘の気持ちで公益事業行政をやる決意でありますので、御指摘の線に沿つて今後の公益事業行政をやつてまいらる決意であることをあらためて申し上げまして、決意のほどを御理解願ひたいと思ひます。

〔岡本「富」委員「委員長、関連」と呼ぶ〕
○大久保委員長 岡本さんに申し上げますが、参考人がお待ちでございますから、いづれ本件は、あらためて理事会を開きまして、先ほど申し上げましたように委員長もつくりと質問時間を差し上げますから、きょうは質問を御遠慮願ひます。

○大久保委員長 内閣提出、特定繊維工業構造改

善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として日本メリヤス工業組合連合会理事長戸谷谷人君、日本靴下工業組合連合会理事西村信次郎君、日本経編メリヤス工業組合連合会理事堀田吉吉君、日本編メリヤス工業組合連合会理事山田幸治郎君、日本染色協会会長浜野茂君、同専務理事及川逸平君、以上六名の方に御出席を願ひております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用の中を本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日はそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を承り、もつて本委員会の審査の参考に資したいと存じます。何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

なお、申し合わせによりまして、初めの御意見はメリヤス業界を代表して山田参考人から、次いで染色協会の浜野参考人にそれぞれ十分程度の御陳述をお願い申し上げます。その後、参考人各位に對し委員から質疑がありますので、さう御了承を願ひます。

それではまず、山田参考人に御願ひをいたします。

○山田参考人 私は、ただいま御指名をいただきまして日本経編メリヤス工業組合連合会の山田でございます。

商工委員会の諸先生方におかれましては、連日の御審議まことにありがとうございます。国民の一人といたしまして重ねて感謝申し上げます。次第でございます。

私もメリヤス製造業界は、その業者数は約一万四千、また従業員数は約二十万人を擁しております。これは繊維業に匹敵する規模を持つ業界であることも申されます。現在、繊維製品の中でメリヤス製品の比重は世界的にも高まつていく傾向にありまして、ちなみに欧米諸国におきましてはすでにわが国よりもはるかに高い比重を占めるに至つております。英国におきましては四七％、わが国におきましては一六％というふうな数字が示されております。このように将来伸びていくべき産業として約束されているにもかかわらず、わが国のメリヤス製造業界は、業者の大部分が零細企業でございまして、従業員九人以下が約六五％を占めている現状でございます。また生産面及び取引面におきまして、有機的な結合の点で合理化が極度に欠けております。また設備面での近代化のおくれは大きく、なお労働面におきましては、労働力の不足と賃金の上昇によるコストアップ等がからみ合ひ、低収益性を示しております。賃金の面を御参考申し上げますと、私も業界では、三十五年に平均賃金一万六千六百六十四円、四十二年におきましては二万一千六百七十四円、四十二年、一昨年にございまして二万四千九百七十四円、かような平均賃金を示しているのでございます。そのため倒産件数は年々増加している事実など、さうして深刻な事態に直面をいたしております。さらにこれに加ふるに、昨今韓国、台湾など発展途上国の台頭は著しく、これに伴ひ輸出先の競争は激しくなつております。またわが国へのメリヤス製品の輸入は急激に増加いたしまして、いまのところ絶対額では僅少ではございますが、最近の二年間に約十倍程度になつております。

これを数字で申し上げますと、昭和四十年におきましては、金額にして一億二千万円、それから一年おきまして四十二年におきましては、一億四千四百萬と急激に伸びているのでございまして、われわれメリヤス業界の成長は、こういう意味でも大きく阻害されておる現状でございます。

かくのごとく、危急存亡の状況下にあるわが国メリヤス製造業界の国際競争力、この点を強化するためには、もはや思い切つた抜本的対策が必要だ、すなわち構造改善対策をすみやかに実行する以外に方法はないという段階に立ち至りました。私も一万四千の同志は、かかる深刻な情勢にいかに対処すべきか、このことにつきまして、昭和四十二年以来研究に研究を重ね、また慎重に討議を行なつてまいりました。その結果、今回の構造改善は、われわれメリヤス製造業にとつて起死回生の施策として最後に与えられた機会である、この認識を深めまして、重大な覚悟をもつてこれに当たる決意を固めた次第でございます。

しかしながら、私もメリヤス製造業界は、前にも申し上げましたように、私ただけで相寄り相助け一丸となつて大事業をみずからの手で推進しようとの熱意に燃えましても、私たちの力の及ばない諸問題がたぐさんございます。これらの諸問題の解決につきましては、国の御指導、御援助にたよる以外にございません。

そのお願いしたい事項につきましては、まず第一番に、事態の緊急性に伴ひ、特定繊維工業構造改善臨時措置法一部改正法案の早急な成立を見ますよう、あたためたい御配慮を特にお願ひを申し上げます。

二番目に、今後の構造改善予算につきましても、質及び量の両面の確保をぜひ先生方にお願ひ申し上げます。これは、質のほうにおきましては金利の点、二分六厘というこの線を御継続を願ひたい。それから予算折衝の本年度にあたりまして、大蔵省のほうで若干金利の訂正ということもございまして、業界の実情からしまして、大体二分六厘というふうな承つております。それから初年度の予算の量につきましても、これは非常に厳選をいたしましてグルーピングが推進される関係上、最もいいグルーピングを取り上げていくという意味でございまして、二年、三年、今後の五年計画につきましても波及効果をこれでもはねらつてまいりたい、かように考えます。

それから三番目に、設備ビルドの自己調達分については、できるだけ商工中金等の政府系金融機関からあたためたい気持ちでめんどろを見ていただきます。

その次には、構造改善業種に対しては、特に小規模企業の多い同族会社に対する留保課税の軽減について御配慮をお願い申し上げます。

それから、その他零細企業に対する金融、税制面での施策の拡充強化、このほかにひとつ御留意をぜひお願い申し上げます。

六番目には、現行助成制度の優先活用でございますが、これは福利厚生関係の点でもすでに明らかにされておりますが、厚生年金の還元融資、近代化資金の助成等、こういう面を優先的に活用できるようにお考えをいただきたい。

それから、構造改善実施計画に伴う診断の迅速化、これも業界でいろいろな形で計画がなされておりますが、この正式申請後の診断についてひとつできるだけ迅速にお願いを申し上げます。

それから、アメリカのメリヤス製品に対します輸入制限の措置は、阻止できますようにぜひお願いを申し上げます。

その次に、特恵関税あるいは付加価値関税につきましては、構造改善業種はその計画期間中はぜひ対象外にしていただきたい。

次に、国体法の設備制限命令の継続も、また、この計画の進められている間五年間はぜひ認めていただきたい。

今日私どもが抜本的な構造改善対策を実行いたしますならば、対策が完了いたしました際には、必ずや世界に君臨するニッパ王国を建設することができると自信に満ちておる次第でございます。また、それだけに努力、死力を傾注しようとしておる次第でございます。つきましては、私どもの熱意と努力をおくみ取りくださいます、大きな目標を達成させるために、一万四千の企業を代表いたしまして、御支援と御指導をお願い申し上げます。

なお、本日は、委員長さんのお話しのとおり、各工連の代表者が参っておりますので、ただいま申し上げました内容につきまして、いろいろと御意見あるいは御質問ございましたら、それぞれの立場でお答えをさせていただきますと存じます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○大久保委員長 次に、浜野参考人をお願いいたします。

○浜野参考人 日本染色協会の会長をいたしております。

本日は、特恵法の改正に関連いたしまして、私ども染色業界の意見を申し述べ機会をお与えいただきましたことをまことに厚く御礼を申し上げます。

さて、いまさら申し上げるまでもないことは存じますが、私どもの営んでおります染色整理と申しますものは、広幅の織物を精練し、漂白いたしまして純白といたしたり、染色によりまして色を染め上げたり、あるいは捺染と申しまして各種の柄を染めつける等々の加工を加えまして、需要者の好みにかなない、また使いやすい商品に仕上げる繊維工業の最終のお化粧をする重要な工程を担当しております。かようなわけで、染色加工を経なければ、衣料はまろやかなこと、すべて商品とならないのでありまして、したがって、染色が繊維製品の商品価値を決定するものであると言いましても過言でないかと存じます。

このようない仕事に携わっております業者は全国でおよそ五百社でございます。京都、大阪、和歌山、愛知、北陸等約三十地区にまたがっております。従業員の数も約六万人に達しております現状でございます。

しからば一年間にどのくらいの仕事をしているのかと申しますと、数量にいたしまして約五十五億平方メートル、またその加工金額も約一千二百四十億円にのぼっております。数量で約二十億平方メートル、金額にいたしまして約五百億円というばく大な数量と金額とのぼっております。また、輸出される繊維製品はほとんどすべてが染色整理の手を経ないものはないような現状でございます。そういうわけで私どもは、国民の豊かな衣料をささえると同時に、輸出によりますところの国際収支におきましても

またいささか貢献いたしておるものと考えております。

しかし現在私ども業界といたしましては深刻な悩みを持っております。それは、対外的にはいわゆる開発途上国からの追い上げでございます。また先進諸国との競争がございまして、そのほか対内的には企業が多過ぎるのでございまして、したがって過激な過当競争が行なわれ、若年労働力の不足、賃金の上昇等々ございまして、また私ども業界の特殊性といたしまして、受託産業であるというところが一つございまして、つまり私どもは、原料である織物を購入いたしまして、これを加工して、さらに自分で販売するという体制ではないのでございまして、紡績、化繊等のメーカーや商社等から原反をお預かりいたしまして、これに染色加工をするという、いわゆる委託加工という体制になっておりますために、どうしても委託会社に対して力が弱く、そのために取引体制にも不利な点が多々あるのでございまして、さらに技術面におきましても、染色加工においての専門的技術はもちろんのこと、デザインその他、色合い、風合いというようなことが非常に大切になってまいるのでございまして、そういうことのほかに、加工工程のスピード化でございましてか省力化という点におきまして先進国にはまだ立ちおくれしております。なありさまでございまして。

以上申し上げました業界の幾つかの弱点を今後いかにして改善してまいりますか、これが現在私どもに課せられました重要な課題でございます。それと同時に、この体質改善、構造改善が成功するかどうかは、ただ私ども業界のみならず、繊維産業全体に重大なる影響を及ぼすものであります。何ゆえならば、繊維産業がわが国経済の全体に占めるところの割合は、現在におきましても約十七億ドルの輸出実績を持っております。また六十億ドルにのぼる重要国内産業であるからでございます。しかも繊維産業は、紡績が糸を紡ぎ、機屋さんが織物をつくっただけではまだ商品にはなっておりません。どうしてもわれわれ染色業者

の手にかけまして、りっぱな商品をつくり、消費者のお好みにかなうような良質な製品をつくる、いわば私どもは、繊維工業の最後の仕上げ工程によりまして商品の優劣を決定する最も重要な役割を持っております。この意味におきまして、私どもの構造改善事業は、紡績や織布とともに歩調を合わせて実施しなければならぬもので、いわばその盛衰を共にする共同体産業であると私は考えております。

構造改善の内容につきましては、諸先生方ですでに御承知のとおりでございますが、その内容は、昨年八月二十一日に繊維工業審議会及び産業構造審議会から通産大臣に答申いたしましたとおりでございます。それによりますと、第一に、個々ばらばらの企業体制ではなかなか到達困難なる生産性向上、取引の地位の向上、専門技術開発力の強化等を期するために、どうしても業界内部においてのグルーピングを推進することであり、第二には、設備の老朽化、陳腐化の現状をいかに急速に打開するか、また逼迫した労働面の条件変化に耐えるため、高効率設備、付加価値増大のための設備の積極的な導入でございます。第三には、現在行なわれている不合理な取引慣行を是正することであり、第四には、労務対策において適切な対策を講じ、若年労働者の確保や賃金上昇に対応する措置を講ずることでございます。

なおまた専門的な技術開発、デザイン開発についても、関連業界や公設の研究機関等とも密接なる連絡を保つこと、さらに今後、輸出をさらに一層増進するためにコストを引き下げる、このコストダウンに努力することもあるんでございまして、海外市場の動向に即応して、高級品へと転換していくことも、これまた非常に重要な問題であるということを指摘されております。私どももいたしましては、この答申は全くりっぱな内容であるから確信いたしまして、業界一同、この目標に向かって一生懸命努力いたす覚悟でございます。幸いに初年度の構造改善に必要な予算

の確保について、各政党や先生方から多大の御尽力を賜わり、お力をかしていただきましたことは、私ども業界の深く深く感謝いたすところでございますが、なお特種法を改正し、染色及びメリヤス面業種をその中に追加していただくことは、今後構造改善を実施する上におきまして、そのバックボーンになるものと思われまして、何とぞ諸先生方には慎重に御審議の上、格別の御支持と御支援を賜わりますように、この機会に心からお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

なお、構造改善実施にあたりまして、開発銀行や中小企業振興事業団から融資を受けることになつておりますが、それ以外に多額の自己資金を必要といたします。これらの資金が円滑に入手できましますよう、協調融資につきましても、何とぞ格段の御配慮を賜わりますよう、重ねてお願い申し上げます。参考人としての意見を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○大久保委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野進(委員) いまメリヤスの代表の方と染色の代表の方からそれぞれ御意見を伺いたいというわけですが、私も、この案が当委員会に上程されましたから、いま皆さん方が述べられましたようなことにつきましては、それぞれの角度で慎重に審議を続けてきておるわけでありまして、なおまたきょう以降審議を続けるわけでありまして、そういう意味において、若干の点、私どもの考えをまじえながら御質問をしてみたいと思ひます。あと、ほかの委員の方々もおられますので、時間もそろそろございませんから、三点にしばりまして御質問をしてみたいと思ひます。

いま、メリヤス、染色両方の方とも、それぞれの立場におかれてのお話がありました。集約的に私どもが判断いたしますと、一番大きな問題

は国際競争力をどうやって強化していくか、そのために国内の体制、あるいは国外の体制をどう見るか、あるいはそれに對してどういう手を打つかというところに歸着するように私どもも伺ひをいたしておるわけでありまして、そこで、皆さんの對内的な問題について、今度の構造改善の対策と関連して質問をしてみたいと思ひます。

第一点は、いわゆる振興事業団から六割、それから都道府県から一割、計七割の金が融資の對象として出るのだ、構造改善対策案ではこういうことになつておるわけでありまして、私は実は過日の委員会でも御質問したので、この六割の政府出資という点についてはそれほど問題はないと思ひますが、一割の都道府県負担というものが、大体お話を伺ひしても、それぞれの企業が、全国にまんべんなくあるということではなく、業態によつては地域に偏在しておる、こういうことが私ども調査してわかるわけですが、そういう形になりますと、はたして都道府県がその一割の負担金に耐え得られるかどうかということについて、若干疑問がございました。この前通産大臣にも質問しておいたのですが、皆さん方は、この一割の都道府県負担ということが、皆さん方理なく、構造改善事業として今後五カ年間相当多額な資金を要するわけですが、その負担に耐え得られると御判断になり、何ら心配ないと考えられておるか、これを面業者の代表から、時間がございませぬから簡単に御答えを願ひたいと思ひます。

○山田参考人 御答えいたします。ただいまの佐野先生からの御質問で、助成の面で国が六〇%、都道府県が一〇%ということでございますが、確かに業者が全国的にばらばらしておられますし、それから東京都なら東京都内だけの業者がグループ化する場合も、これは比較的よろしいのでございまして、たとえば東京、千葉、茨城、こういったようなものがグループ化いたします場合、多分に御指摘のような面がございすけれども、私どもは、これが法改正がなされて、実

際問題の計画を立てていく途上におきましては、早期に關係する都道府県に對しまして御相談を申し上げ、積極的に御説明をしております。今日までもすでにそういうふうなことで内々御意見あるいは私たちの要望を申し上げておりますので、心配はない、かように考えております。

○及川参考人 染色の關係でございますが、ただいま山田参考人からもお話がございましたように、私どもも、この一割負担につきましては、県によりましていろいろ財政上の差はございすので、しようが、可能なものというふうに考えております。

○佐野(進)委員 面業者の方がそうおっしゃるのですから、私どももあえて心配をする必要はないのですが、これはいわゆる国家的な事業を遂行するのですから、私どもは通産大臣に、できる限り政府は直接めんどうを見なさいということ強く主張しておいたわけですが、そうすれば、地域的に問題が起こる形の中で、皆さん方の事業が阻害されるということがあると、構造改善対策が順調に進行するのじゃないか、こう思つておるわけですが、問題がないということですか……。しかし、これらの点については、さらに取り組みをなさる際、よく御配慮をなさることがいいのではないかと、こう考えております。

そこで、七割はそういう形の中で確保されますが、あとの三割については、法律的にこの改善対策案の中で何ら触れていないわけですが、結論的に言うならば、自己調達だということになるわけですが、自己調達であるということになると、三割という金額は、たとえば初年度の計画案の中におきましても、振興事業団の中でメリヤス業界に對してだけでも十六億五千万円という、非常に巨額な資金を要するわけですが、これは初年度でありますから、さつき山田さんからお話がございましたように、将来さらに飛躍的に増大してくる。一台の機械を購入するについても何百万という多額な資金を要するわけですから、たいへんなものになるわけですが、その三分の一ということになればこ

れはなかなか負担し切れないということですが、この前中小企業庁長官に對して私ども強くその点について政府は無責任ではないのかという形の中に追及をいたしまして、商工中金等において措置をとることを約束いたしますという答弁を得ておるわけですが、これは皆さんのほうでは商工中金という融資のワケの中で融資の責任を持つてくれるという形の中で、このいわゆる利子負担、いふならば商工中金とこの二分六厘の政府融資といふものです。商工中金の融資、こういう形があれはない、いまの御意見ではぜひひとつずつおしめていくというふうな御意見があったように伺ひしておるわけですが、私どもも判断していいかどうか、この点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○山田参考人 ただいまの国の六〇%、都道府県の一〇%の残りの三〇%、これが一応対策上は自己調達ということになっております。これにつきましても多分にございまして、業界におきましても寄り相談をいたしまして、そつくり、たとえば一億という資金を要する計画に對して三千万の自己調達ということは、現状におきましては多分に無理でございます。しかしながら、商工中金はじめ政府關係の金融機関、あるいはまた自己の取引の市中銀行等に、常に、計画を立てて推進しようというグループにおきましては、事前打ち合わせと申しまするか、どうだろうということでも相談をいたしておきますし、現在までの時点では非常に協力的でございます。またお役所のほうにおきましても、この点は非常に、いい意味におきまして御指導も常に申し上げてお願いしてございまして、それから繊維工業構造改善事業協会の債務保証という点につきましても、予算面で政府關係の信用基金が出されておる、こういう点で事業協会といたしましては、計画を進めるグループに對しては、相當な、もちろん厳選をされますでしようけ

れども、自己調達を含めた企業規模の拡大に伴う資金等につきましても、かなり御配慮がいただけているもの、かように考えております。ですからそういう点では、安易な考へ方は絶対禁物ではございませうけれども、慎重に計画を進める上においては、何とか私どもの要望をいれていただけるもの、さように考えております。自分自身の努力はもちろん何よりも大切であることは申し上げるまでもございませう。

○佐野(進)委員 第二点目の質問に入りたいと思います。

第二点目は、いわゆる低開発国の追い上げが今日繊維産業、特にメリヤス、染色の構造改善対策を進めなければならぬ非常に大きな条件の一つである、こういわれておられるわけですが、その中で低開発国と協力する、競争する、そういう形の中でいろいろな条件があるわけですが、たとえば特恵関税が繊維製品においては特にメリヤスや染色においてこれが供与されるということになれば、爆発的に低開発国の追い上げが行なわれて、日本の現在の状況の中にこれが供与されれば、もう日本のメリヤス業あるいは染色業の存在はないであらうとさえ極論されるような条件があるわけですが、これについては通産大臣も、この部面におけるところの特恵供与はしないとはっきりは言い切れない情勢だが、腹はそうだとはいふようなことを言っておるので、私はそう心配なく政府はその取り組みをするであらうということを考えていることができるわけですが、

さて、そこで、いま行なわれつつあるいわゆる保税加工貿易といふものは、そういうようなことについて、これは現実の面として、大企業が、中小企業の現状にマッチせず自己の利益を追求するといふ部面から積極的に行なわんとしておるし、またいま行なわれつつあるわけですが、これをこのままの状況で放置するということになると、いかに国内的に構造改善が行なわれても、外国の低賃金に対して日本の機械をどんどん輸出する、あるいは外国のすぐれた機械をそれぞれの低開発国

に配置する、そういう形の中でそういうような生産がどんどん行なわれて、逆輸入されるという形になれば、いかにわが国の内部においての構造改善対策を進めたとしても、これは有名無実で終わるのではないかとという心配を私も強く持つておるわけですが、そういう点非常に心配するだけであらう、そういう点に対する対策を、この構造改善対策に伴って措置しなければ、やっただけいいけれども、競争にうちかちますよ、国内的にもだいいじやうぶです、といったところが、それよりもさらに進んだ状況の中に、さらに特恵関税は供与されないけれども、保税加工貿易というような形の中で日本製品を国内において圧倒していく、こういうような条件が大企業のいわゆるエゴイズムによつて発生してくるのじゃないか、こういう心配があるわけですが、そういう点についての対策を皆さん方はどのようにお考えになつておられますか、私どもこれから審議する上に必要でありますので、この際お聞きかせ願ひたい。

○堀田(参考人) ちよつとお答え申し上げます。ただいまの御質問は、われわれの一番の悩みをつかいた重大な問題でございまして、御説のとおり発展途上国の技術の長足な進歩と、低廉な労働力も豊富にありまして、これらに対する対策を講ずるわけでありまして、これらに対する対策を講ずるわけでありまして、われわれメリヤス業界も壊滅の状況になるという事は明らかでございます。いま申し上げて、たゞいま御心配になりましたように、大企業が保税関税方式、その他投資を行ないまして、合弁会社というようなことも出てはおりますが、大企業が直接やるのではなく、技術面あるいは生産面におきましてはわれわれ中小企業を介してございまして、これに対する私どもの考え方といったしましては、発展途上国の進歩ということとは、世界人類の幸福というより意味からいいますと、これを阻止することはでき得ないと思つて、われわれ日本は現在先進国といわれておるのでございまして、

て、われわれのつくる製品を高級化していく。発展途上国が技術的な進歩を遂げていきますが、それ以上の能力をわれわれ大和民族は持つておる。これに対して政府が適切な施策をしていただくならば、必ずや彼らに負け得ないところの高級化ができるのです。これに対処していきまうところの製品を高級化していくということが最も大事である。次には、保税関税の措置によるところの発展途上国における生産体制とか、あるいは資金の合同によりまして、低開発国において生産を行なつていくというようなこともございしますが、これらもおおざりにはできませんが、一番大事なのは、われわれメリヤス業界といたしましては、高級化をはかつていく、こういうことにあるんじゃないか。これは完全になし得る。戦後から考えまして、今日までに急速な高級化が行なわれておるわけでございます。これに政府の適切な御配慮があり、われわれがこれに対して真剣に取り組んでまいりますならば、必ずやこれらの発展途上国の製品に決して負けぬところの競争力を持つて、さつき山田参考人から発言がありましたように、この構造改善が終了いたします五年後には、世界に冠たるメリヤス王国を建設することができ得るだらう。これはわれわれも必死の覚悟でやります。これに対する適切な諸先生方の御施策また政府の御施策によりまして、この高級化というものをぜひとも強力に推進していただく。これが三〇%、五〇%、八〇%というようなことじゃだめなんです、二〇%足らずなことも。高級化ということとは、一〇%になつて初めて高級化が成り立つわけなんです。八〇%では高級化じゃないんです。これでは競争力がない。だから、こういう資金につきましても思い切つた金を出す。無用な金は一銭も要りませんが、必要と感ぜられることについては徹底的に出してやる、この金を出したならば、絶対に高級化ができる、日本のメリヤス業界は世界のメリヤス王国となり得るんだというように、五カ年にわたります特段な御配慮を

いたしたい。また、われわれは、国家並びに諸先生方の御好意に対してこたえるところの決意を十分に持つており、またこれを必ず実現するといふ自信を持つておるのでございます。一言申し上げました。

○佐野(進)委員 時間がなくなつてしまつたから、あともう一点質問いたします。御答弁は簡単でけっこうでございます。

第三点目は、私はこの構造改善対策をいろいろな角度から検討してみたのですが、結局、国内的な立場から、今日繊維産業、染色産業が非常に苦しい立場に追い込まれた最大の条件の一つは、労働力の不足、いわゆる賃金コストの上昇、こういうのが日本の経済構造の中における一つのしわ寄せ的な形の中で、零細企業を持つメリヤス産業あるいは染色産業には特に多くあらわれてきているんじゃないか。特にこの分析をすればするほどそういう結果が出てきているわけですが、ところが、私は今度の構造改善事業をずっと見ていて、その設備ビルドとかあるのはグルーピングだとか、そういうような対策といふことは相当程度力を入れて立てられておられるわけですね。ところが、肝心の今日の苦境におとしめた条件をつくつておる労働力の不足問題、これを解消する対策並びに賃金上昇に対する対策、こういう面におけるところの対策は非常にないかと思つておる。したがつて、設備を近代化し、製品を高度化するということは必要なことなんだけれども、それは人がなければ、いかに設備を近代化したところで、高度化してもだめなんです。だから、高度の技術を持つ労働者が、長期に安定してその職場に働き、安定した生活が営めるような条件をどうやってつくるかといふことは、たいへん大切なことじゃないかと思つておる。ところが、それらの面については、皆さんの御意見の中でも、労働力不足対策、若年労働力確保といふ抽象的な表現で御要望はあるのですが、それらについて具体的な、たとえば共同設備ビルドをする、あるいはグ

て、われわれのつくる製品を高級化していく。発展途上国が技術的な進歩を遂げていきますが、それ以上の能力をわれわれ大和民族は持つておる。これに対して政府が適切な施策をしていただくならば、必ずや彼らに負け得ないところの高級化ができるのです。これに対処していきまうところの製品を高級化していくということが最も大事である。次には、保税関税の措置によるところの発展途上国における生産体制とか、あるいは資金の合同によりまして、低開発国において生産を行なつていくというようなこともございしますが、これらもおおざりにはできませんが、一番大事なのは、われわれメリヤス業界といたしましては、高級化をはかつていく、こういうことにあるんじゃないか。これは完全になし得る。戦後から考えまして、今日までに急速な高級化が行なわれておるわけでございます。これに政府の適切な御配慮があり、われわれがこれに対して真剣に取り組んでまいりますならば、必ずやこれらの発展途上国の製品に決して負けぬところの競争力を持つて、さつき山田参考人から発言がありましたように、この構造改善が終了いたします五年後には、世界に冠たるメリヤス王国を建設することができ得るだらう。これはわれわれも必死の覚悟でやります。これに対する適切な諸先生方の御施策また政府の御施策によりまして、この高級化というものをぜひとも強力に推進していただく。これが三〇%、五〇%、八〇%というようなことじゃだめなんです、二〇%足らずなことも。高級化ということとは、一〇%になつて初めて高級化が成り立つわけなんです。八〇%では高級化じゃないんです。これでは競争力がない。だから、こういう資金につきましても思い切つた金を出す。無用な金は一銭も要りませんが、必要と感ぜられることについては徹底的に出してやる、この金を出したならば、絶対に高級化ができる、日本のメリヤス業界は世界のメリヤス王国となり得るんだというように、五カ年にわたります特段な御配慮を

ルーピングの組織はできた、こういうような形の中に、それに付帯する労働力はこうだ、賃金対策についてはこうだという点が出てこなければいけません。あるいはまた国際環境の中における日本のメリス業界、染色業界というものは、ともかく低開国は低賃金で長時間働いて、そしてきわめて不利な環境の中において耐えられる条件を持つわけですから、それに対していわゆる近代化した日本の経済の中において、そういうような条件に匹敵するような労働力を集めようとしたところで、これは絶対不可能です。したがって日本の国にふさわしい労働条件、労働環境、賃金、そういうものを当然この構造改善対策の中で取り上げていかなければならぬじゃないか、そういう面にもっと積極的に政府も取り組まなければならぬじゃないか、こういうふうな私どもは考えて主張しておるのです。皆さんのほうでも設備を新しくするというにききゅうとされて、その点についてはあまり目を向けられておらないのではないかと気がいたします。その点、簡単にでけつこうですが、この点お聞きして、時間が来ましたので私の質問を終わりたいと思います。

○大久保委員長 堀田参考人、なるべく簡単に。堀田参考人、ただいま適切な御意見がございました。確かに低賃金でございまして、それで労働力は集まるか。集まりません。それがために構造改善を行なっていくとございまして、設備の高度化によって生産性を上げるということだけではだめなんです。もう一つの構造的な欠陥があり過ぎて、低賃金に甘んじておる。したがって人が集まらぬ。これが現状でございまして、これを諸先生の御賛成によって構造改善によってこれらの諸問題は一概にはなかなか理想的な改善はできませんが、諸先生方の御賛同を得たことによりまして、これから五年後において、いま御質問のありましたような高賃金の払えるようなものを作る。ただ設備をよくして生産能率を上げるだけではだめなんです。あらゆるところに幾多の構造的欠陥があるから、これもあわせて直していこう。御承知のように、電機産業は一分間十円というふうなあれになっておるわけでありまして、私は、もう五年たつたら、一秒幾ら、一秒五円、十円という賃金になると思うのです。そういう時代でありますから、軽電機の賃金に負けないようにわれわれのほうにやるにはどうしたらよいのか、こういうふうな考えてやっておりますので、いま先生の御質問の御趣旨に沿って努力いたしたいと思っています。

○佐野(進)委員 ともかく私も、この法案が出されていろいろ審議をする過程の中で、たいへんな仕事だ、こう思います。したがって、法律は法律として通すということについては、われわれも十分な努力はいたしますけれども、法律が通っただけではどうにもなりませんので、関係業界の奮起を望み、私も今後努力をするということをお願い上げて、質問を終わりたいと思います。

○大久保委員長 武藤山治君。

○武藤(山)委員 すでに佐野さんから御質問がありましたし、一人往復で二十五分の持ち時間でございまして、ほんのわずかしお尋ねができません。そういう点を御配慮の上、お答えをいただきたいと思っています。

何といつても、構造改善事業がうまく進むかどうかといふのは、今度の法律の精神は業界の自主的な調整、申請、そういう計画に基づいて通産省はできるだけの指導援助をしよう、こういうたてまえになっておるのでありますから、業界自身がどういふ計画とビジョン、また業界内の調整が可能であるか、これがやはり私はこの法律が生かすか死ぬかという分かれ道になると思うのであります。

そこで、まず最初にお尋ねをいたしたいのは、昭和四十年ごろから繊維の問題についてはいろいろ議論をされ、また審議会でもかなり突っ込んだ検討がなされたわけでありまして、いよいよ法律が今月国会を通過するというこの段階では、業界はもうかなり突っ込んだ計画をそれぞれきめておると思うのです。そこで、本年度の申請は業界として大体いつごろ出せるのか、何月ごろ出せる準備ができておるのか、これをまず最初にお尋ねしておきたいと思っています。

山田参考人、ただいま武藤先生からのお尋ねで、法案が通ればあとは業界が相当急いで努力しなければならぬ時期じゃないかということ、計画は、仰せのとおり着々進んでおりますが、まだ正式な申請としてはなされてない現状でございします。その点では、この法案が先生方の御努力で成立いたしますと、もう四月に入りましたら私もいたしましては正式な申請書によって行ないたい、こういったようなのが、まずメリスは四業種ございまして、私達は横のほうだけでお答えさせていただきますと、現状では六件ないし七件くらいでございまして、正式にこまかい指示等が出されましたならば、初年度十のグループが申請をなさるんじゃないか、そういうふうな予想いたしております。

○武藤(山)委員 他のほうの、堀田さんのほうです、それからくつ下、丸編みですが、これらのほうは大体どんなぐあいでございましょうか、見通しでございします。ここで答えたことが必ずそのとおりいかなければならぬというきつとしたものじゃありませんから、一応ことしじゅうにできそうな構想はどんなものか。

○戸谷参考人 お答えいたします。私のほうは丸編みでございまして、大体、いま計画いたしましたし、申請をしようとしておりますのは七件ございします。なお詳細な実施要領とか、そういう問題等がはつきりしてまいりましたら、次々出てまいらると思ひます。これは、一に武藤先生のおっしゃいましたように、業界並びに企業自身でやっていくべき問題でございまして、非常にみな熱意を持ってやっております。もっと多くなると思いますが、ただいまのところは七件くらいございします。

○西村参考人 くつ下のほうの関係で現在までの概況を御報告申し上げますと、現在までの申請は六グループでございします。これはすべて協業組合あるいは完全合併ということで案が出てまいっておるわけでございまして、おそれくこれらの内容を調査いたしますと、個々のグループに参加する方々の非常に力強い、企業としての存続する力の関係がございまして、おそれく私はこの法案を通過していただきたならば、このグループは完全に成功するものというふうに確信をいたしておるわけでございします。

○堀田参考人 現在のところ確定いたしておりますのが五グループでございまして、これは四月から五月にかけてでございします。それからあと三グループ、まだ確定ではございせんが、五月いっぱいまでに申請が出る、こういうふうに考えております。関係法案がまだ確定しておりませんので、連合会としては強力に押していくことができないという実情をひとつ御察察いたしたい、かように考えております。

○及川参考人 染色業界におきましては、大体計画の申請は四月ないし五月にかかるかと思ひます。と申しますのは、私どものほうは社団法人を新たににつくらなければいけませんので、その関係もございまして、四月ないし五月になると思ひます。計画を考へておりますのは、大体事業関係で三グループ、開業銀行関係で三グループ、合わせて六つのグループが本年度の計画に乗るものと考えております。着々準備を進めております。

○武藤(山)委員 ただいまの計画をお聞きして、われわれは早くこの法案を通そうということで、理事間の話では明日あたり衆議院は委員会を通過するんじゃないかと思ひます。それから、せっかくひとつその計画がうまく推進できるような準備体制を強く期待をいたしておきます。

第二に、それだけの計画が初年度はあるのに、予算措置ではたいへんわずかで、今度の振興事業団融資分が四十四年度は十六億五千万円でございします。染色のほうは七億五千万円、額にしてみるとほんのわずかでありまして、この程度で、そ

れぞれい責任者の方が御発表された計画は、このワケに大体当てはまる程度ですか。それともこれではとても足りぬという姿ですか。ちよつと感ぜでけつこうですが、十六億五千万円がメリヤス、染色の七億五千万円で、大体ことしこう申請されるものは全部ワケに入るだろうかとどうだろうか、それはどうですか。

○堀田参考人 染色、メリヤス、ともに大体同じだと思つてございしますが、いま武藤先生がおつしやつたように償却率、金額が少ないのでとてもできません。だからこれは御承知のとおりに五カ年計画でございしますので、初年度はこれ、三年、四年、五年、五年後にはこういふふうになります、こういふような計画をわれわれは指導しておりますので、初年度はほんとうに金額は少ないのじやないか。経緯はそういうような方法でやつております。他の方面はわかりませんが……。

○武藤(山)委員 どうですか、他のほうの染色とか……。

○戸谷参考人 いま堀田参考人から申し上げましたことと同じようなことですが、五カ年計画でございしますので、初年度からにグループがございしても、その金額は初年度に全額投入させるということとは、機械、設備その他発注して期間もかかりますので、やはり一グループごとに五カ年計画が出てくると思ひます。したがつて次年度からは軌道に乗りますので、いわゆる来年の三月三十一日を過ぎましたら四十五年度になりますので、四月一日は四十五年度になる。そういうような時間的のズレがなくて済む、自動的につながつていきますので、多く出ましたら、ある程度四十五年度に回ることになります。それから各企業グループごとに次年度に全額投入することは、企業経営上からもちよつと不合理な点がございしますので、うまくやつていける、かように存じております。

○武藤(山)委員 時間がなから全部答へられないが、大體感ぜでわかりますから。というの、なぜそういう質問をしたかという、この間紡績

と織布の実態をいろいろ織維局長からお答えをいただいたのでありますが、なかなか通産省で考えているような、あるいは答申に盛られていようような計画に進まぬわけですね。そこで、その資金が紡績と織布は余つていた。では、たまたま余つていたから新規事業でも今回のメリヤスと染色を入れてやろう、こういうことで実は大蔵省の主計局あたりも——予算が余つていたということがございします。私としてはかなり気になるわけなんです。だから今度メリヤスや染色がまた初年度うんと余らしてしまふような形では、あと今度縫製も出てくる、あるいは手捺染も出てくる、いろいろなものが出てきた場合に、結局それに食い込むだけでは業界全体としてはたいした前進にならないのではなから、こういう心配が一つあるから、そこでいまの質問をしたのですから、その気持ちをよく御理解しておいていただいて、ひとつ初年度もきつとした計画を早めに通産省に出さなければ、われわれがここで審議した本意が実現しない、こういうことをひとつぜひお含みいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、この答申を見ると、五年間のビジョンがありますね。ほんとうの簡単なビジョンでございしますが、このビジョンを見ると、大體メリヤスでは五年後には七万八千台の編立機にするのだ。この場合の七万八千台というのは、現状は丸編だけで四万四千ありですね。それから経緯が二千六百二十八台、横編が九万六千七百一十台、くつ下が三万二千九百一十台。そうすると、現状でこれだけの台数があるのを全部ひくくして、この答申では七万八千台としていふので、しよるか。それともくつ下だけは除いて五年後の姿は七万八千台にするほうがよいという考え方なんでしょうか。

もう一つは、全体で十七万台ばかりあるこの機械のうち、七万八千台だけを近代化して、あとは古いままの、耐用年数の過ぎたばる機械でもいいんだという考え方なんでしょうか。そこらはどういふ考え方を業界ではとつておるのですか、五

年後の。

○山田参考人 それはいまあとでおっしゃつたような意味でございまして、十七万何がしの機械を七万八千台にしたいというのじやございせん。その総合数の中で丸とかあるいは経緯、横編、くつ下という各業界から五年間にこれだけは自動化なりあるいは精密な機械に取りかえていかなければならぬだろうというものが七万八千台でございします。ですからあととまたここで対策以外に、個人の力あるいは考えで改善をしていくということにございします。

○武藤(山)委員 それから、お手数で恐縮ですが、この答申を読んでみると、五年間にいまの七万八千台を近代化するために三千九百億円の金が必要なんだ、そうすると初年度でも最低七百八十億円はかかるだろう、こういう見通しをこの審議会では答申の中に書いているのですね。そうすると、この七百八十億と比較してみると、構造改善政策がすべり出た、これはほんとうに象のからだにノミがたつた程度のことです、とても五年間でこのビジョンが実現するとは思ひませんので、これを讀んだ限りでは、そこで、これからこの五団体の皆さんが考えられるそれぞれの業界のビジョンは、大體この程度に五年後にはする、そのためにはこれだけの資金量というものを確保したい、そういう案をひとつ参考資料にいたしたいと思ひますのでありますが、差しつかえなかつたらぜひ団体側からの案を示していただきたいと思ひます。通産省側はいいだいておられますから、今度は業界側の自主的な、皆さんのそういう計画を資料でいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○山田参考人 それでは、いまの武藤先生の御意見につきまします資料は、できるだけ急ぎまして提出するようにいたします。

○武藤(山)委員 次に、先ほど浜野さんのお話の中で、染色の場合には少々過剰な点があるという、そのようなお話がちよつとあったと思ひますのであります

が、そこで設備の近代化をはかる、同時に廃棄していくもの、転業するもの、そういうものは現在染色業界にはあらわれておるのでしょうか。それとも現在需要にちよつと見合つたぐらいの染色業界の姿と見ていいのか。染色業界の場合はいかがでございします。

○及川参考人 染色業界におきまして現在過剰だと思ひます設備は、ローラー捺染機がございします。

〔委員長退席、武藤(山)委員長代理着席〕

このローラー捺染の過剰というものは、実は過剰投資の結果と申しますよりは、消費者の好みが大んだん高級化してまいりました。ローラー捺染の製品は一般に高級品というよりは中級品というよりな形でございまして、そういう消費者の好みが変わつてまいりましたので、ローラー捺染機があまり動かなくなつたというよりな意味で過剰でございします。そういうようなものは今度の構造改善を機会に業界内部で自主的に適正規模まで整理しよ、こういうことになつておるのでございします。

○武藤(山)委員 その整理する場合、紡績と織布の場合はやはり法律的な保護があるわけですね。たとえば上乗せ廃棄の場合でも、転業業者の設備買取補助金でも、そういう国の補助金があるわけですね。ところが、今回のメリヤスと染色の場合にはその規定がないわけですね。そこで私が皆さんに伺いたいと思つたのは、いまは過剰でないが、一体五年後は、これだけ近代化していけば過剰きみになるのかならないのか、それによつて行く行はメリヤスも染色も紡績、紡績と同じようにに廃棄の場合の補助金が出るという制度にすべきなのかどうかというこの判断の基礎にしたかつたわけなんです。そこらはいかがですか。今回載つてないのは、全く業界としてはいまの段階では載つてないのが至当だ、こういう考えなのか、それとも載せようとしたけれども載らなかつたのか、ここいらはどうなんですか。

○及川参事人 染色業の場合を申し上げますと、ローラー捺染につきましては、当初から業界の自主的廃業ということで、この負担のために必要とするお金も大体業界で負担しよう。ただし、これは業界が一度にお金を出さずというところはなかなかいへんでございますので、銀行から一時借りなければいかぬわけですが、その場合に構造改善事業協会の保証を政府からお願いする、こういうことに相なっております。

それからもう一つ、過剰の問題にからみまして申し上げたいと思っておりますのは、今後五年間に設備の近代化をどんどんやっておりますと、旧来の設備をそのままにしておきますと、やはり業界としては全体の設備が余ってまいります。こういう設備につきましては、スクラップ・アンド・ビルドという方式で、新鋭機械を入れた場合には差しかねない範囲で古い機械を一定の比率でスクラップ化していく、こういうようなことによつて過剰設備を生ぜしめないような対策をとってまいりたい、かように考えております。

○武藤(山)委員 メリヤスのほうはいかがですか、ちよつと聞かしてください。

○山田参事人 織布と違ひまして、いわゆる補助金というものが載ってない理由は、五年後成長する産業であるから、その時点でというふうなことも一部考えられます。一昨年の秋実施されました実態調査の結果によりまして、転業する、廃業する、という組合員業者が一人もいなかったというところでございます。それで、成長させなければならぬ産業であると同時に、現状の、たとえば私どものほうで横の九万六千七百台という機械、その半分を新鋭機に取りかえていく。一台当たりの生産能力というものは伸びますし、五年後といえども機械が不足するというふうな事態はあり得ないように考えます。その意味で補助金というのを申請申し上げなかつたということでございます。

○武藤(山)委員 それから山田さんのほうは、特に九万六千七百十一台というのは非常に台数が多いですね。それからくつ下の理事長さん、三万二

千九百一十一台も非常に零細な、先ほどいった九人以下ですね。まさにちよつと社長、かあちゃん専務の小規模企業ですね。これが圧倒的に多い業種が横メリとくつ下の中にあると思うのです。ところが、こういう近代化するために中小企業金融公庫は融資をしよう、あるいは振興事業団は出そうという制度になつても、当てはまらないのがこの業者の中にたくさん入るような気がするのです。台数の多いのをちよつと数字を見て。これはやはり何か——中小企業金融公庫の場合は法人でなければだめですからね、個人の場合は融資対象にしてくれませんか。商工中金の場合は協同組合でなければだめでしょう。そうすると網から落ちてしまふわけですね、小さいのが。これをやはり業界としてどう指導するかというのはいへん重要な問題だと思つております。特に私は、ここに繊維局長いらつしゃいますから、繊維局長も政務次官も聞いていただきたいのは、そういう零細なものに対する資金というものをどう調達するのが一番いいのか、効率的なのか、またコストの面でも有利なのか、これをやはり構造改善とかからませて考へてやる必要があると思つております。いまは魚屋さんや八百屋さん、パーマ屋さんから床屋さんまで特別融資を受けているわけですね、特別ワケをつくつて、国民金融公庫から。ですから当然そういうくつ下とか、零細な企業者の場合にも、何かやはり交通整理をしておいてやる必要が資金的にあるのではないかと、こう思つております。繊維局長、そこらは今後検討に値すると思ふかどうか、見解をちよつと明らかにしておいてください。

○高橋(滋)政府委員 御趣旨はよくわかります。ただ中小企業庁との関係も非常に深くございまして、いま御質問の点はさつそく中小企業庁ともよく相談をさせていただきたい、とりあへずこのようにお答えしておきます。

○武藤(山)委員 十分ひとつ相談をして、そういう実態を明らかにして、できるだけコストの低い、しかも効率的な運用のできるそういう資金を、零細業者に行き渡るように、そろしなと構造改

善政策がやるとすると中小企業の中の大きいところだけに日が当たつてしまつて、小さいところは利用できないといううらみが出てきやせぬかという心配があるわけでありまして、その点はひとつ行政当局で十分これから検討していただきたいと思ひます。

もう時間でありましてからやめますが、最後に、通産省の資料やあるいは調査室の資料などを見ますと、近代化率が非常に進んでいる団体と進んでいないところがありますね、近代化率を見ますと。特に丸編は二五・四、横編は二四、くつ下が五三・五という近代化率なんです。ところが経メリヤスは一九・九、一番低いんですね、近代化率が。何で経メリヤスだけがこんなに低いのか。私の判断では逆に経メリヤスは比較的中小の中ではいいほうの、中以上の規模の業者なんです。それが一番近代化率が低いというのは一体どういふわけなのか。いままで利益率が非常に高かつたので、近代化しないでも済んだ、あるいは労働力も確保できたので、近代化をさう進めなくとも何とかやれた、こういう環境のせいなのか、それとも業者自身の怠慢なのか。そこらは、一九・九という比率がほかと比較してちよつと低いものです。原因は何だとお考えでしょう、か、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○堀田参事人 ごもつともな御質問でございますが、御承知のように経編は戦後の企業でございまして、しかも装置産業ということで比較的新鋭機が整備された、他の企業は何十年あるいは何百年の歴史を持つておつて、老朽化したものが多かつた、こういうことでございまして。それからいま一つ、新興産業で、しかも時代の流れに乗つたというところで、五年ぐらゐ前までは相当の成績をあげた、こういうことで、自力で新鋭機をどんどん導入した、こういう関係から比率が少ないのでございします。しかし、最近急速な新鋭機具が繰出いたしましたので、現在の不況と相まつて、どうしてそこで最新鋭機を導入しなければならぬという事態になつたことは間違ひございませんが、比

率の少ない点はそういう点にございします。御了承いただきます。

○武藤(山)委員 最後に一分間。染色の浜田さんに伺ひます。

先ほど、染色業界は自宅産業だ、いふならば工賃取りだ、加工賃でかせぐ商売だ、しかしそれは、最も重要なこれからの日本の繊維産業にとつては、付加価値生産をしなければ国際競争に勝てないのだ、高級品で、特に価値をうんと付加しなければ、原反のままの輸出なんというものは問題にならぬのだ、こういう認識を明らかにされました。そのとおりだと思つております。そこで、親会社なりあるいは原糸メーカーなり、そういうところの品物を預かつて染色をする。ところがひどいのは品物を倉庫一ぱい預かつておき、座敷にまで一ぱい預かつておくのに、逆にその品物が盗難にあつたり紛失したり、火災にあつたりする心配があるというので、家屋敷を全部担保に入れておかなければならぬ、染色屋のほうで逆に親会社なり商社なりメーカーに。これは話はさかさまなんです。だから私は、そういう弱い立場に染色業者が置かれるといういまの慣行を改善しなければいかぬ。それには基本契約を業界でもきつとしたものを指導する。同時に通産省もこの基本契約のひな形をきつと決めて、それに従わぬような大資本というものについては、やはり通産省はある程度きつと介入をしていく、そういう慣行をつくつていかないと、たいへん——ぼくはいま染色屋さんは預かつている負担だけでもたいへんだと思ふ。この間ぼくの友だちのところ遊びに行つたら、おまえ金を借りる方法はないかと尋ねたら、いや、家屋敷が担保にあるならだいじょうぶだよと言つたら、いや、実は品物を預かつているので、盗難や何かのための保証に全部家屋敷を親会社のほうに担保に持つていつてあるのだ、それでとてもおれのところは担保がないという話なんです。染色の場合そういう契約がたぐさあると思ふのです。それで、いま言つた基本契約のひな形を通産省と業界で詰めていくという答弁をこ

の事務担当がこでしたわけなんです。それは早急に詰めて、やはり構造改善がすべり出すと同時に基本契約書というものをきつと定めて、通産省にもそれを十分指導してもらい、こういう方針をとるべきだと思ひますが、作業の進み状況と考へ方をちよつと明らかにしていただきたい、それで終わります。

○及川参考人 だいたいの話、非常にごもつともでございまして、私も業界といたしまして、現在の取引条件と申しますが、取引慣行に非常な不備がある、これを、この構造改善を機会に何とか是正したいということで、いまお話がございましたような基本契約と申しますが、モデル的な契約条件等もつくりたいし、また取引慣行で不合理な点をいろいろ直したいということで、私どもの協会の中に現在取引改善委員会というのがございまして、各地区から代表者が出まして、いろいろその状況を調査し、その方式を研究中でございまして、今後そういう取引の面において大いに改善してまいりたい、そういうふうに考へておりますので、よろしくお願ひいたします。

○武藤(山)委員 それでは、どうもありがとうございます。

○中村(重)委員 山田参考人にお尋ねいたしますが、先ほど賃金のことについてお述べいただいた。四十二年が二万一千六百六十二円、四十三年が二万四千九百六十四円ということでしたね。これの男女別の比率、それから勤続年限、その二点についてひとつお聞かせいただけませんか。

○山田参考人 先ほど冒頭の陳述の中で申し上げました平均賃金、これは男女平均でございまして、性別について資料がございましてので申し上げます。三十五年におきまして男子の場合が一万五千五百十二円、それから女子の場合が七千八百七十七円、その平均が一万六千六百六十四円とございまして、それから四十年におきましては、男子が三万一千三百四十四円、それから女子の場合が一万六千五百四十四円、四十二年におきまして、男子の場合が三万七千三百九十一円、女子の場合が一万九千三百一十一円、平均が二万四千九百七十四円ということとございまして。

○中村(重)委員 いろいろお尋ねしたいことがありますが、二十五分程度の割り当てになつておりますので、いま武藤委員からいろいろお尋ねをいたしましたことと関連をしてお尋ねいたしますが、零細企業が、自己資金の三〇％の調達ということがたいへんであるために、事実上この計画の対象外になるだらう。いま一つは、アウトサイダーがこの計画の対象外になるわけでありまして、そうした対象の中に入らないものが足を引っ張つて、構造改善そのものの障害という事にならないのかどうか。その点はどうなんふうにお思ひでしょうか。

○山田参考人 いま先生御指摘の問題につきましては、私どもの考へ方は、平均いたしますと、非常に小零細業者が多い。今回の構造改善を推進いたしますにつきましても、当初から生産関係の取引が長い間なされ、親企業というものと下請企業というものの結びつきは非常に密接なものでございまして、いわゆる先導の中核企業というふうにもいわれておりますが、リーダーになる企業が、そういうところを十分考慮いたしまして、できるだけ小零細業者をともどもグループの中に入れて、そうして大きな、いわゆる適正な生産規模にまで持つていく、そういうことでございまして、その助成を受けた、そういうことでございまして、ただグループの態様の中にも近接法の八条、承認合併のようなこともございまして、それから新しい共同出資による新会社というのもございまして、現在業界で考へられておりますのはやはり協業組合制度を利用してこの制度によつて進もうという計画のほうが多いように存じます。そういう関係でアウトサイダーについては、現在のところ私も業界自体といたしまして、やはり構造改善計画の中にはそれはいけませんという事で、ただし、ただいけませんという事だけではなくて、組合への加入の道は開いてあるのでございまして、その点は支障なく現在ずっと組合員としてのいわゆる月々の負担をいたしまして、全体から見ると協力的な業者に対して、やはり幾らかの差をつけるのがいいんじゃないかという考へております。しかし現在アウトサイダーは組合に入れないかといひますと、絶対そんなわけじゃございせんので、加入の道はもう開かれておりますから、つとめてこの際加入を勧めまして、業界ぐるみの構造改善ということに持つていきたい、そういう考へでございまして。

○中村(重)委員 加入、脱退の自由というものがあつて、いろいろな問題で脱退したり加入しなかつたりするんだらうと思ひます。しかしどうした業者ぐるみの構造改善計画を進めていくとしますと、いろいろな面で障害が出てくるのではないかと私は思ひます。だから、むしろこれは業界の方の努力というものは最優先になるわけですが、

れども、通産省としてもこうしたアウトサイダーであるとか小零細企業がこの対象から事実上離れる、落ちてしまふということについては、何とかして構造改善計画そのものを成功させるという観点から慎重な対策を講じなくてはならないと思ひます。その点はどうお考へですか。

○高橋(通)政府委員 この点は、いま山田参考人からお答へがありましたように、やはり協力組合の中に入つていただく、そうして一緒に持つてやつていただく、これが一番基本ではないかと思ひますので、そういう方向で今後ともせっかく努力をさせていただきます、このように思ひます。

○中村(重)委員 私は、アウトサイダーの存在というものが好ましいものではない、アウトサイダーがあることが、組合側の運営よろしきを得なかつたからアウトサイダーが出たんだというふうには決して言わないのです。ただ、いま局長がお答へのように、極力入つてもらふことを期待するといふ消極的なことではだめなんです。これは職維業界だけではない、あらゆる業界にアウトサイダーといふものがあるわけだ。このアウトサイダーの存在といふもの、それからいま言う対象から落ちてしまふ零細業者、これをどうするかといふことについては、もつと積極的な対策といふものを講じなくてはならぬと思ひます。こうした前向きな事業を行なつていく場合に、いまお答へのような消極的な取り組みといふことでは、いつまでもたつても問題の解決にはならぬと思ひます。そういう点はひとつ十分配慮してもらいたいと思ひます。

それからいま一つ、さつき山田参考人、堀田参考人その他御意見があつたわけですが、私も全くそのとおりだと思ひます。自己資金の調達が非常に苦しい。そこでいろいろ施策を講じておるものの、肝心なところで一つの突破することのできない関門、先ほど堀田参考人がお触れになりましたように、この保証といふものをむしろ公的機関といわれるようなところでも要求してくるのと、それからグループ化、専門化といふものをさらに

第一類第九号 商工委員会議録第十二号 昭和四十四年三月二十五日

一

強めていこうということを主張しながら、親企業に依存をしなければ何とできないというふうな状態では、これは専門化もできない、組織化というものもできない。いわゆる系列化の中に生き延びていかなくてはならぬと思えますね。そういう点についても、これは通産省としてはそうした事態を改善する努力というものがなされなければならぬと思う。それから先ほど山田参考人が、いまの構造改善計画の中において六〇％、それから都道府県の一〇％と、七〇％ですね、それから金利は二分六厘、これでひとつやつてもいいという御意見があったのです。まあ非常に苦しいから、あなたはそういう御意見となつてあらわれたのだと私は思うのです。私はこれには非常な不満を持っています。中小企業振興事業団が六五％なんです。自己調達になるほど二五％あるわけなんです。金利は今度若干上がりました。ところが繊維構造改善事業というものはきわめて重要な役割りを果たしている事業であるということです。こういう場合においては、二分六厘というふうな金利はもっと引き下げていくということではなければならぬじゃないかと思うのです。中小企業振興事業団の金利は、今度上がつて二分七厘になつたわけですね。ところが繊維の構造改善事業の場合においては前年から二分六厘であつたわけですね。これに私は問題を感じておつたのです。どうしてより重要な役割りを果たす繊維構造改善計画の中において金利が二分六厘であるのかということ。だから、今度は二分七厘に一方がなつたから、一厘安いのだからそれでいいじゃないかというふうなことに私はならぬと思うのです。いまあなたが二分六厘でぜひ押えてほしいというのは、中小企業振興事業団が二分二厘から五厘上がつて二分七厘になつたから、そういうことでこの金利を引き上げられることもあり得るのではないか、そういうことで御意見のような形になつてあらわれたのだと私は思うのです。だから、政府としては二分六厘の金利というものを引き上げるような方向ではなくて、むしろこれを改善をしていくとい

うような形でなければならぬ、こう思うのです。それから三〇％の自己資金の調達にいたしましても、織布の場合においては、これはほとんど繊維工業事業協会の債務保証というものがあつたわけですね。ところがメリヤスの場合と染色の場合においては、取引関係の改善資金とそれから染色の場合過剰ローラーの擦染というのですか、これだけに債務保証が限つていふということ。これは明らかに不合理だ。なぜに織布の場合と同じように、全面的に繊維工業事業協会の債務保証という対象にしないのかということ。この点については参考人がどう思つていらつしやるのか、ひとつ御意見を伺つてみたいと思ひます。

○山田参考人 先ほど二分六厘を今後も引き続きその線で質量ともにひとつ確保をいたしたいと存じますからと申し上げましたが、現行でいままでも私どもは振興事業団のビルド資金の金利は年利二分六厘だ、かように信じておりました。だからその点はそのままひとつ行つていただきたい、できましたならば続けていただきたいということでございますが、しかしいま中村先生のおっしゃる通りに、ちょっと高過ぎるから安くしてやれというふうな、そういうお考えでございましたら、もう決して異論を申し上げるものではございません。

○中村(重)委員 私が言つたのは、それもあつたのです。しかしひとつ引き下げてと言つてもいいのです。それは重要な役割りです。いままでは四厘高かつた。一方が今度上がったから一厘安くした、こういうことで胸をなでおろすということだろふけれども、私は下げてもらわなければ胸をなでおろすことにはならぬと思う。だからあなた方には、これはひとつ引き下げるべきだということをお願いする権利があるだろふと思うのです。またそれでなければならぬと思う。構造改善計画を進めていく事業なんですからね。

いま一つ私が御意見を伺いたかつたのは、繊維工事構造改善事業協会の債務保証です。織布と同じように全面的な債務保証というものを当然やるべきだということです。あなた方だけ差別して特

定なものに限つて債務保証をやる。だから、あとは商工中金の融資を何とかひとつ確保されるように努力をしていただきたいという皆さんの御意見になつてあらわれたと思うのです。これとて一〇〇％の融資が確保されるのかどうか問題なんです。その場合でも金利の問題がまずひとつ出てまいります。いわゆる負担がそれだけ過重になります。それからいわゆる保証であるとか、商工中金の場合は、手数料がどうだの出資金がどうだの、いろいろな要求に皆さまで方応しなければならぬのです。実質金利というものがずっと高くなるのです。これでは私はいけなかつたと思う。したがつて、繊維工業構造改善事業協会の債務保証というものは織布と同じように差別をしないように、いわゆる全面的な債務保証を当然やるべきだ。この点ひとつ政府次官、単に答弁ではなくて、そのとおりにいたしますという確信の上に立つたお答えを願ひたい。

○藤尾政府委員 中村先生の御指摘でございますので、私のような非常に知識の浅い者が申し上げますのはきわめてむづかしいと思ひますけれども、いまの金利制度といふことも、私どももいたしましては、できるだけ業界の方々が御便宜なようにといふつもりでいままでもやつてまいつて、大蔵との間にも折衝をいたしてまいつたわけ、したがつて、これをさらに一段と下げたいという意欲は十二分に持つておりますけれども、ここで私が必ず下げるということをお申し上げますと、これはそれをほんとうに実行しなければならぬから、予算をもう一ぺんひっくり返してみなければならぬということになりますので、当面はひとつせひともさうなことで御了承を願つて、将来さらに来年度予算あるいは再来年度予算というふうな場合に、御趣意をできるだけ盛り込ませていただく努力をさせていただきます、こういうことで御了承をいただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 来年まではいたし方ないとしても、再来年まではあまりに気の長い話だ。来年はそれは当然一緒にすべきです。再来年なんとい

うそんな気が長いようなことでは、重要な役割りを果たしていただくことはできない。この点はそういういたしますとはつきり約束していただけるだろふと私は思う。自己資金三〇％の調達、ちやうど先ほど堀田参考人から中小企業の専門化の話が出た。そういうことを通産省は主張し、これを指導してきた。だがしかし、債務保証を受けるための系列化の方向にある。

〔武藤(嘉)委員長代理退席、委員長着席〕これは大きな弊害となつてあらわれてきているんだ。だからそういうものをなくするためには、いわゆる独自でもって自己資金の調達というものができる体制が確立されなければならぬ。それは先ほど来各参考人から御意見がございましたように、政府関係金融機関において、自己資金のいわゆる三〇％を確保してやるということです。今度中小企業振興事業団において高度化事業を行なつていきます場合六五％、残りの自己資金の三五％は政府関係金融機関において全面的にこの融資を確保するといふことがこの制度をつくる際の政府の核になつていふのです。だから、この場合も、商工中金を中心とする政府関係金融機関において自己資金三〇％は必ず確保いたします、これはあなたのほうの所管なんだから、それは約束はできるはず。その点はどうですか。

○藤尾政府委員 この問題につきましては、もちろん何といたしましても、この構造改善の事業を完遂していただくということは国際的にも非常に大事なことでございまして、同時に、これは私は業界におかれましては十二分の責任を負つていただかなければならぬ、かように考えております。したがつて、まず残る三〇％に對しまして業界のあらゆる努力をしていただく、そしてその上においてなお足らざるところがあるという場合には、政府関係の一切のものを動員いたしましてその補完をいたすということは当然のことでございますから、やらせるようにいたします。

○中村(重)委員 それはいまの答弁はことばのあやだろうと思われけれども、自分で努力をしろといふて、どこから金を持つてくるのですか。そうではないのです。借金なんです。だから努力というのはいふことが努力なんです。まず政府関係金融機関において三〇%の分はこれを融資する、それを保証する、そういうこと。保証というものは融資を確保することの意味の保証です。それはその努力をしてもどうしてもだめなときにそれで考えましようというものであつてはならぬと思つて考へます。少なくともあなたが答へにになりましたように国家的な事業、一〇〇%これは構造改善事業の中で資金の確保をしなくちゃならぬけれども、大蔵省との関係その他によつて、これは国家の財政上の関係もありますから、都道府県も入つて七〇%にした。残りの三〇%は、これは自己資金を持つておられればけっこうなんです。ない場合、民間の金融機関から借りるということはいろいろな条件がつくわけですね。負担が加重されます。そのことはこの事業を成功させるために足る引つぱることになる。だから、そういうむずかしい条件のつかない、融資条件が非常にいいところの政府関係金融機関においてその資金を確保していく、そういういかまかせなければならぬ。そして皆さんには最大限努力をしていただいて自己資金をひとつそこで留保してもらつて、そしてあととほでさなければならぬと思ひます。だから、あなたの答弁はことばのあやとしてのお答で、あつたのだらうと思ふ。訂正をしていただければなおかつこうなんですけれども、それと皆さんが金をどこから持つていらつしやい、そして足らぬ場合には政府関係金融機関から考えますよ、こういうことではだめですよ、そういう姿勢では、そういうことでは通産政務次官としての役目を果たすことにはならぬ。いかがですか。

○藤尾政府委員 御趣旨のとおりでございます。私が申し上げましたのも、ただ単にもうす

べて国におんぶするんだというやうなことがあつてはならない、そういう意味合いで申し上げたわけでありませう。私も当然国の事業として、一つの産業の興廃をかけた仕事でございますから、ありとあらゆる私どものできますること一切いたす覚悟であることはもちろんでございませう。

○中村(重)委員 それからお尋ねいたしますが、今度信用基金に出捐金というものがこの事業の中で皆さん方に要求されてまいりますが、この出捐金の拠出は重荷にならないかどうか。それからこの出捐金は損金扱いにするのか、これは局長からでけつこうです。先に参考人から、出捐金の拠出といふものが相当な負担になつてくるのじゃないか、その点いかがでございますか。

○山田参考人 政府のほうから出していただいた一億六千万の信用基金に対して、業界としてはその二〇%、三千二百万という出捐金が必要だといふ段階でございませうが、まだこのことについての詳細な打ち合わせをしておりませんので、今後法改正がなされて正式にスタートする段階になりますと、この点についても十分最善の方法をとらなければならぬ。その出すのはどうして出すんだというところにまだ研究を残しておりますので、まだしばらく時間をちょうだいいたしたいと思ひます。

○堀田参考人 中村先生からたいへんいいことをおつしやつていただいたので、一分間だけお聞きをお願いいたします。

私の考えでは、織物は新しい分野の開拓によりましてまだ成長すると思ひますが、現在のいろいろの資料からいいますと、伸び率が三〇%、四〇%というより低い低率の伸び率を考へておりますが、私は衣料に関する限り八〇%の伸び率がある。八〇%はメリヤスになる、いわゆるニットになる、これはおそらく十年後にはそうなる、こういうふうに考へておるわけでありませう。そこで、通産省はこつたやうなことをよく御存じなんです。それでそういう構造改善の政策を立てられ

たのであります。悪いのは大蔵省であります。大蔵省が全然聞かない。成長するメリヤスと一織物も成長はいたしますが、これから長足に成長するところのメリヤスの構造改善に対して、織物並ひに紡績に与えた構造改善の政府の助成といふものよりはメリヤスが悪いなんといふことはなつていないといふことなんです。なつてないのは大蔵省なんです。三年前から通産省ではほとんどやつていただいたわけなんです。だめだといふやうなことでございませう、しかし予算がきまつておることではございませう、これはがまんしまして、来年ぜひひとつ先生お願いいたします。

○高橋(源)政府委員 ただいまの出捐金の損金扱いができるかどうかという点につきましては、これは国税庁と話し合ひをしなければなりませんので、損金扱いが可能なるように国税庁と話し合つていきたい。まだ実施段階に入つておりませんので……

○中村(重)委員 確信を持つて当たつてください。でなければ、不合理、不公平になります。いいですか。保証協会に対する銀行の出捐金、これは損金扱いにしたのです。私も徹底的にこれは要求をして成功いたしております。業者の方々の出捐金が損金扱いにならないで、銀行のだけ損金扱いになるなんて、そんなばかな話はないでしよう。これから折衝する、手続的にはそうでしょう。しかし当然損金扱いになるべきものであるという確信の上に立つて折衝してもらわなければならぬ。そうせぬと、皆さんに対してたいへんな負担をかけることになる。金融資本に対しては特別な扱いをする、そして中小企業の皆さん方に対しては非常な負担を加重させるというやうな扱いをしてはなりません。これだけは確信を持つて当たつていただきたい。

○藤尾政府委員 まことにごもっともな御意見でございますので、私も全力をあげまして、そのように対国税庁との間の折衝を進めます。

○中村(重)委員 じゃ、時間がありませんか……

○大久保委員長 玉置一徳君。
○玉置委員 染色、メリヤスの皆さんにきょうはおいでいただきまして、貴重な御意見を拝聴しまして、厚くお礼申し上げます。
そこで、日本の紡績、繊維業界全般の構造改善をやらなければ、これは後進国に迫り上げられるといふことで始めたわけでありませう、やつてまいりますと、染色もやらなければいかぬ、織布あるいはメリヤスその他各段にわたるまで行き届かなければ日本の繊維業界が生きていけないといふやうなことで、皆さんの番にこれは来ているわけでありませう、そこで、たとえば審議会の資料にのましても、メリヤスの国際比較ですが、いまのままで非近代化工場は八十一、近代化工場四十四といふと、台湾が五十一、韓国が六十六になつておられますが、五年後に非近代化工場は九十七、台湾六十一、韓国七十四、十年後には非近代化工場が百三十四で、台湾が六十八、韓国が八十四、それに比べて近代化工場の日本のほうは五十三となつておられます。こういうぐあいでやらざるを得ないといふところへ迫り上げられてきているといふことは事実だと思ひますが、そこで先ほど来お話ししたグループ化といふことは、言うべくして皆さんなかなか御苦心のあるところだと考へて思ふのです。そういう御苦心のあるグループ化をやらなければ——やりたいという選手だけにやらすわけにも困難としていきにくいといふやうなことで、こういう方式をとらざるを得ないと思ふのですが、御苦心をいただいていることがよくわかりませうので、二、三その点について御質問申し上げます。

まず最初に染色のほうで申し上げたいと思ひますが、グループのやつていただいております中で、経系列のものはいいといたしまして、横系列の問題でございませうが、中にはやはり中心リーダーといふものがどうしてもできるのじゃないだらうか、その中心リーダーを中心にものをやつていくわけでありませう、その中心リーダーがものをやつてまいりますときに、最後の協業化を目ざ

いただいておりますのでありますけれども、もう一度われわれが行きまして申し上げます、いよいよやらざるを得ないのか、もうあきらめたというところへ願、だから、やらなければいかぬというところへ出たお行きのわけですが、初年度のことでありますので、数グループを完全にりっぱにやらして、それで生産の能率があがったのを見せてみんなを連れていこうという考えであることも私はよくわかりますけれども、一つ脱落したものは永遠にこの業界から去らざるを得ないのが自然の経済の法則だ、こう思います。首切り論というよりな言い方もございますけれども、能率があがらぬことは事実であります。人間の労働力の充足という点からも、自然、染色その他にも非常にきびしいのだからと私は思います。つきましては、こういってところへ出なければ近代産業として残り得ないということも事実だと思いたすので、業界の各位に納得さすまでひとつPRをしていただきまして、これに乗り得ない人は、乗り得ない根性を持つておるのですから、これは別としても、数えるだけグループの中に救ってあげていただけるPRを今後におきまして十分にしたいと思っています。

應申し上げたいと思います。ありがとうございます。最初、一昨年繊維業あるいは紡績業を中心として、本法の指定業種として構造改善をしておるのですが、それがあまり進捗してない、進捗率が悪いというよりな面も出ております。その点について、まあお調べになったと思うのですが、今後どういうところを条件を変えなければいかぬ、まあ条件がきびしくて借りた人が借りられないというよりな面も出ておりますが、その御意見がございましたらまず最初にお聞かせ願いたいのです。メリヤスのほうから……

○戸谷参考人 まことに大事に御意見でありまして、実は織布、紡績も、始まりましたときと、その後いよいよこの構造改善が動きまわったときの期間、は、ごくわずかでございまして、経済情勢が非常に急速に変わりました。ということは、賃金が非常に上がって人が非常に少なくなったというところで問題点があつて、進捗率が若干悪い、私はそういうふうな考へておるのです。われわれのほうも、実はその後昨年からのいろいろとお役所にお願ひしてこられていることにいたしておるのです。その間だんだん急速にテンポが早くなつてきた。一番問題は従業員をいかにして確保していくか、こういう問題が一番焦点でございまして、かりに集中生産をいたすというところで、工場を一新新設する場合でも、従業員の問題で一番頭を痛めております。したがって、よくグループビングするメンバーの中で十分に話し合いをいたしまして、一番従業員が定着のよい、また新しく採用できるような地点も考えまして、思い切った近代化をいたして、生産性を高めると同時に、片やいわゆるメリヤスのようなものは安いだけでは売れないという事態にまきまき至つておまして、一種の嗜好品になつておまして、デザインとかさうい

るものを大いに勉強いたしますと同時に、生産規格、販売機構等もやつていく必要もあると思ひますので、今後次から次とそういう新しい事態に直面をしてみたいと思ひまして、その場合、一つ一つの難局を、あらゆる従来の機関にも御助力をお願いしまして、われわれ自身も真剣に取り組んでやつていきたいというところでございまして、お金を貸していただくのもたいへんありがたいのですが、そのお金をいかにして有効に活用していくかというところで実はいま頭がいばいでございまして、また皆さま、先生方いろいろと御指導もぜひお願いせんならぬことがあると思ひますが、よろしくひとつお願いいたします。

○岡本(富)委員 確かにさうした労働力の問題で困りだろと思うのです。これは私も中小企業をやりましたからよくわかるのです。そこで、ちよつと通産省にお聞きしたいのですが、政府の中小企業に対するこゝろの労働力不足に対する施策と申しますか、抜本的な施策はどうかというようにお考えになつてゐるか、ひとつこれを政府次官から……

○藤尾政府委員 いままでいろいろ参考人各位からのお説がございましたように、いまの現況といふものは世界的な技術革新というものがあつて、企業自体の存亡にかかつてくるということもございまして、この労働の問題にいたしたことでございまして、全部一括をいたしまして、この構造改善計画の中に入れて、さうして他のいかなる国との競争にもうちかかるといふ確信を持つていただくといいようなことが今回の私の考へであります。さういふ考へのもとに、業界で、私も門外漢でわかりませんが、一番御精通なすつておられます各業界におかれまして、自主的にこれで行けるんだ、これでいいんだ、これがいま考え得る最高のものだといふお手本をひとつお出しをいただいて、そのお手本の計画といひますものが完全に実施できますように御援助

さしていただくというのが私どもの態度である、かように御承知おきをいただきたいと思ひます。

○岡本(富)委員 ちよつと答えがもう一つはつきりしないように思ふのですが、これは業界の方も労働者を集めるためには相当苦勞なさつておると思うのです。この間も兵庫縣などの、あそこの方でしたが、東洋紡さんが人を集めるので何か変なことをやつたというところが新聞に出ておりましたけれども、こゝろの点についてやはり政府のほうでよく見ていかなければいけませんの、それから一つは、やはり福利厚生設備です、これを潤沢にやりませんと、中小企業のことには人が集まらない。大企業のはりには相当なすうしたものが自己資金でできますが、中小企業ではそれができない。したがって、同じ宿舍にしましても、きたないところよりもきれいなところ、大体このごろはさういふ福利厚生設備を見てから工場に就職する、こゝろのところが非常に多いと思ふので、さういふ面について通産省は、そつちのほうに十分ひとつ意を用いてやつていただきたい。これは要求しておきます。

次に、時間もあまりありませんので、先ほどからすつとお聞きしておたのですが、中小企業のグループビングですね、この合併または協業化、これが、中小企業主は一回一城のあるじといひますが、なかなかむずかしいと思ふのですが、よほど腹を据えてこの計画を実施しなければ構造改善は進まない、ほんの一部で終わつてしまふ、こゝろの懸念があるのですが、それについての確信と申しますか、これは十分私もやっていけるんだ、こゝろの御意見を持っていられしやと思ふのですが、ではどういふように具体的にやつていくのか、これをちよつとお聞かせいただきたいと思ふのですが、どうでしょうか。これはどなたでもけっこうです。

○戸谷参考人 まことに御指摘の点、一番の問題点でございまして、どうしてやつていくかという問題でございまして、これは先生のおっしゃるとお

第一類第九号 商工委員会議録第十二号 昭和四十四年三月二十五日

られるようなものをつくる。それから賃金上昇その他に伴いまして、ともすれば価格が上がりがちでございますけれども、この点も極力押える。場合によりましたら値下げもする。そこまで可能であるかどうかはわかりませんが、そういうことも考えております。

それからまたもう一つは、品質表示と申しますか、染色堅牢度、たとえば日光堅牢度とかいろいろございまして、そういう品質表示の面におきましても、将来消費者のためにサービスをしなればならぬということで、私どもの協会内において現在研究中でございますので、あらゆる意味において業界のみんなが力を合わせて、国民の皆さま方、あるいは輸出の面において大いにお国のためになるように努力したい、かように考えております。

○堀田参考人 お答え申し上げます。消費者に対するメリットというお話がありました。これは経緯メリヤスの例でございますが、三十八年に経緯の編み立て工賃は、メーター六十円でありました。それが現在四十三年は、二十四円に下がっております。物価の高騰なんというところは、地球上には繊維製品にはないのです。これは月の世界にあるのかもしれないが、値下げ値下げで、賃金は上がる、経費は上がる。六十円のもの二十四円に下がったのです。われわれは、こういうように下がっておりますから、これから値段を下げますというところは申し上げられませんが、少なくとも物価指数は年間五、六%と上がっている。繊維製品は反対に値が下がっている。だから多少は値は上がっていくと思っております。またそうしていただかなければ全部つぶれてしまいます。やれなくなってしまう。だから大幅な値上げはありませんが、値段は五、六%なり六%なりは上げていただいで、少なくとも六十円の工賃までに——これは値上げじゃないのです。そうでしょう。その程度までは、年限はかかるかも知れませんが、上げていって、労働者に対しては、他の一般の好況産業の労働賃金にちなんだところの、これに負けない

ところの賃金を払わなければ人が来ないので、労働問題をどう考えますかという御質問もありました。賃金の安いところには人が来ないので、それからさっきおっしゃったように、いろいろ厚生施設の悪いところには人が来ない。これはごもっともなんです。そういう面に努力をしていきます。

メリットと申しますと、値を上げますが製品が高級化することです。高級化することとはすなわち消費者に対するところの大きなサービスであると考えます。それからまた、消費者がこの製品がほしいと言っておりますが、現在消費者が飛びつくような製品は全体の二〇%しかありません。あとは、しかたないから買っておこう、こういうことになるので、高級化になりますれば飛びついて、なるほどいいなと思って自己満足のできる製品ができてくるということとは、大きなサービスであります。私はこれは大きなサービスであると考えます。そういう面に構造改善の方向を持っていきたい、そして消費者に対してもサービスをしたい、かように考えております。

○及川参考人 先ほど私が申しました中で、賃金の上昇を抑えてということをやったところで、賃金の上げを抑えてということをやったところで、設備の合理化その他によりまして賃金の上昇を合理化過程で吸収して、消費者の皆さまにはできるだけという高いものにならないように努力する、こういう意味でございますので、誤解ないようにお願いいたします。

○岡本(審)委員 時間ですから、西脇のことはまたあとで聞きましょう。

○大久保委員長 藤井勝志君。

○藤井委員 外部からおいでになった参考人にはたいへん長時間にわたって恐縮でございますが、先ほど来御意見並びに各委員の質疑を通じて、特にぜひ繊維局長並びに染色協会の方々にひとつ精力的な御努力をお願いしたい、私この場においてこのことを確認しておきたいために発言をちょっとさせていただきますと思います。

それは、一口に申しまして、取引関係の改善に關する件でございます。先般来繊維関係ではずつと構草が進んでおります。しかしながら、今度新たに染色整理加工が構草の対象になるわけでございます。これは、現在ところによっていろいろ幅は違い、様子は多少違いますが、いろいろの加工賃、織物屋で言えば繊維製品のメーカーからの下請加工、こういった加工賃、特に合織地帯にそういう傾向が強いわけでございますけれども、工賃はほとんど横ばい、変わらない、しかし年々労働賃金は当然時代の要請として上がらなければならぬ、このような板ばさみの上に立つて構草を進めなければならぬというこの状態を考えると、幾ら機械設備を新鋭化しても構草事業計画の限界がある、こういう感じがいたすわけでございます。この点は、染色整理加工は、機屋さん、織物屋さんのまた、また請でございますから、ここに本来のいわゆるプロダクションチームとよくいわれますけれども、その名に値するような取引関係の改善対策が、この際染色整理加工並びに織物関係にはぜひ必要である。これは角度を変えて申し上げますならば、端的に申しまして、大企業の労使においてははしかるべく利益の分配がなされる。ところが大多数を占める中小企業の労使においては分配すべき分け前がほとんど残らないという、こういう事態を政治はいかに解決したらいいかという問題にも関連するわけでございます。それから、この点については私はまず政府当局である繊維局においていわゆる仲立ちの役をし、染色協会、こころ辺が——きょうは染色の問題だけで、それから染色を申し上げますが、この取引関係の改善という点については、構草を進めると同時に積極的に取り組むべき重大な問題である。こういふければ、せっかく設備はしたけれども、構造改善のための構造改善ではなくて、それに携わる関係業者の発展並びに消費者のためにもなる、こういうところに問題がつかまってこなければならぬわけでございます。先ほどからお話が出ておりますけれども、事が非常に重大だというふうに思

いますので、そういうものの考え方の上に立って関係者の精力的な御善処をお願いしたい。これに対してひとつ関係者から決意のほどをお伺いしたい、このように思います。

○高橋(淑)政府委員 いま例示されました染色業の構造改善の大きな柱の一つが取引条件の改善である。御指摘のようにより、この取引改善問題については積極的に取り組む所存でございます。

○浜野参考人 本日は私、参考人として何っております。にもかかわらず、皆さま方、諸先生からいろいろのお話を伺いまして、たいへん私は参考になって、どっちがどっちかわからぬ。私は非常に心に深く感じるところが多いのでございます。ちよつと三言三言申し上げさせていただきます。

と思ひますが、構造改善は非常にむずかしいことだ、私は一口に申し上げてそう思ひます。しかし、私初めて染色業を始めたのは五十九年前でございます。当時の日本では、機械は一つも日本でできません。全部外国から買っておりまして、私も染色工場ではマザープラットから機械を全部買いました。技術は全部外国から教わりました。染料のごときは一つも日本ではできません。ソーダ工業はございせんから、ソーダ灰のようなものまで外国から買っておったのでございす。ただ一つ熱心にやっておったものは何かと申しますと、ただ一生懸命にやってお、工賃が安かったものだから、その当時、一九三〇年ごろに非常に物が出たということでございます。そのことを今日考えますと、工賃においてはとうてい考えられることのできない時代でございました。それからどうして追いつけ国に対して対抗できるかといひますと、私が思ひますのに、低開発国におきましては化学工業が進んでおらないのでございす。それが今日になるまでに、だんだんなってくるのにはまだたいへんな時間がかかると思ひます。その間にわれわれはどうしても構造改善をいたしまして、立ち直ったところの新し

中に盛り込んでございました幾多の施策、いまのグループピングもございまして、いろいろございまして、そういうものを新たに取入れましてやってまいったならば、戦後十五年の間に何も知らなかった海外に合議、化機がたいへんな勢いで出てまいったのでございまして、それをも克服して今日になったのでございまして、私は必ずやっていけると思うのでございまして。

そこに一ついま申し上げたいことは、契約の問題でございまして。私がこれを長年やっております中で一番感じられますことは、要するに契約が不完全であつたということでございます。私思いますに、これはこれまでの形が悪かつたので、構造改善によりまして五分と五分の立場におきましてやりますならば、必ずこの契約の改善が得るのじゃないか。その意味におきまして、構造改善をどうしてもやり遂げなければならぬのではないか、こう私は考えます。で、私は不平等条約だと言つておるのでございまして。そういうものは多々ございまして。ということは、これまでの系列というものがございまして、この系列はそばん玉の上の系列でございまして、決して技術上の提携とかいろいろなもの提携というもののばかりと言えないのでございまして。そこで、どうしてもそばん玉の系列ではならないので、構造改善の上に立ちました公明正大なる技術の開発、低開発国に対していかなる施策によつて対抗するかという施策を考えることが目下の問題であります。が、それには契約が一番大事なんです。ただいま御指摘を受けましたので、特に私はそれを感じるわけでございますが、ここに構造改善が成り立ちましたならば、私はグループピングにおいて新たな公正なる契約が行なわれると思います。これらはやはり御当局の御指示を得なければできないことだと思ひます。

今日はいろいろとありがたいおことばを承りまして、まことにありがとうございます。ちよつと一言申し上げます。

○藤井委員 グループピングの場合、府県単位とい

うことばがありました。これはやはり経済圏単位といった配慮でグループピングは考えるべきだ。念のため、県単位ということばがちよつとあつたのですが、それはそういうふうに解釈していいですね。

○及川参考人 県単位のグループピングという、そういう県のワクというものは一応考えておられます。ですから、場合によりますと、府県をまたがってのグループピングもございまして。

○大久保委員長 参考人に対する質疑はこの程度にとどめます。

参考人各位には、御多用中長時間にわたり御出席いただき、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

次回は、明二十六日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会